

発行

令和元年6月

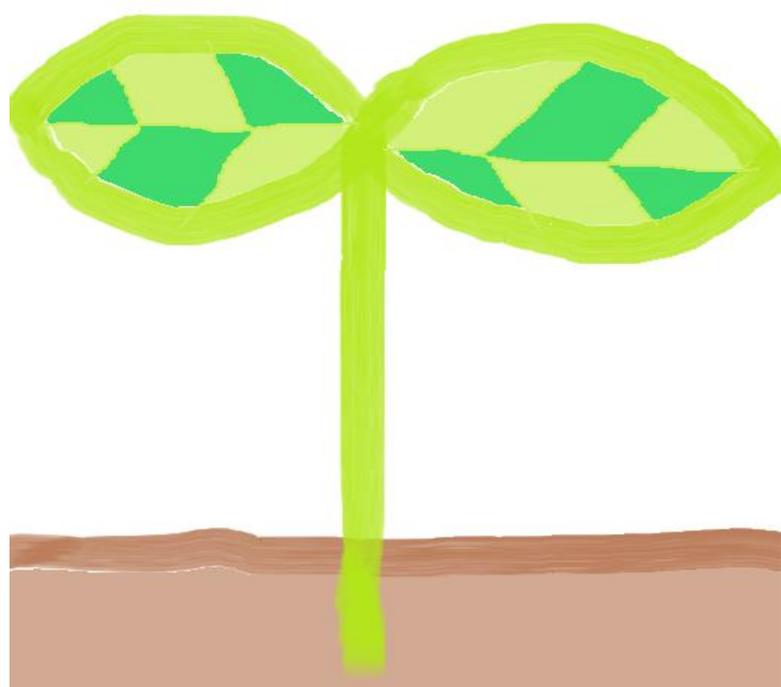
就労サポートブック

第4版

ホップ↑

ステップ↑

ジャンプ↑



はたらく、働き続ける

～ 一般就労をめざして～

はじめに

加古川市では、平成 18 年の障害者自立支援法に基づき、障害福祉の関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うため、平成 21 年 12 月に「加古川市障害者自立支援協議会」を設置し、協議会の下部組織である「しごと専門部会」を、平成 22 年 2 月に設置しました。

「しごと専門部会」は、ハローワーク、相談支援事業所、福祉サービス事業所、学校、関係行政機関等の職員で構成し、障がいのある方の就労支援に関する地域の課題解決にむけて協議する部会です。平成 25 年、障害者総合支援法を施行された以降も長きにわたり、はたらくことに関する協議を行っています。設置当初、「しごと専門部会」では一般就労を目指す障がいがある方々に対しての課題解決について協議してきました。しかし、障がいがある方々の多様な働き方に対応する必要があることから、現在では福祉的就労を希望する方々に対しての支援のあり方についても積極的な議論を行っています。

この冊子は「しごと専門部会」で就労支援に関して議論する中で、「まず、障がいのある方の就労に関する相談窓口をわかりやすくすることが必要ではないか。」との意見がまとまり作成したものです。平成 22 年度の初版に始まり、平成 24 年度の第 2 版、平成 28 年度の第 3 版、今回の改版で第 4 版となります。改版については、障がいのある方を取り巻く社会環境の変化に合わせ、制度の変更等に伴い、随時行っています。（今回の改版では各ページの改訂他、「加古川市障がい者基幹相談支援センター」や「兵庫県立西神戸高等特別支援学校」、「就労定着支援事業」等のページを新たに追加しています。）

また本サポートブックと日中活動サポートシートを併せて活用することで、より効果的に事業所を選択していただけます。

内容的にはまだまだ十分とはいえませんが、障がいのある方やご家族をはじめ、当事者の支援に携わる多くの方々にこの冊子を活用いただき、それぞれの相談窓口の連携により、就労支援が少しでもスムーズに行われるようになることが私たち部会員の願いです。

今後とも、「加古川市障害者自立支援協議会 しごと専門部会」においては、就労支援の強化、拡充をめざして、課題解決に努めてまいります。

目 次

1 就労支援体制フローチャート	1
2 各相談窓口・支援機関	
(1) ハローワーク加古川（専門援助コーナー）	10
(2) 加古川障害者就業・生活支援センター	11
加古川市立就労支援センター	
(3) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫障害者職業センター	14
(4) 職業能力開発施設	16
（兵庫県 社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター能力開発課）	
(5) 兵庫県立障害者高等技術専門学院	18
(6) ひょうご発達障害者支援センター クローバー	21
(7) 兵庫県加古川健康福祉事務所（保健所）地域保健課	23
(8) 加古川市 福祉部 障がい者支援課	24
(9) 加古川市障がい者基幹相談支援センター	26
(10) 就労移行支援事業所	28
(11) 就労継続支援A型事業所	30
(12) 計画相談支援事業所	32
(13) 就労定着支援事業所	34
(14) 兵庫県立高等特別支援学校	38
(15) 兵庫県立播磨特別支援学校	39
(16) 兵庫県立西神戸高等特別支援学校	40
(17) 兵庫県立いなみ野特別支援学校	41
(18) 兵庫県立東はりま特別支援学校	42
(19) 加古川市立加古川養護学校	43
(20) 特別支援学校・養護学校について	44
(21) 「働きたいと思っている人は・・・」チェックシート	48

※この就労サポートブックに掲載された内容は、平成30年4月現在のものであり、特に障害福祉に係る国の法令・制度については頻繁に改正等が行われていることから、実際の利用に当たっては最新の情報を相談機関等へご確認ください。

（不明な点は、加古川市障がい者基幹相談支援センター〔TEL：079-424-4358〕までお問合せください。）

就労ステップ別 フローチャート

このフローチャートは、相談したい内容をどこに問い合わせればよいかわかるようになっています。就労へのステップを5つの段階に分け、それぞれの相談内容に対応できる関係機関を掲載しています。本人の状況に合わせて適切な支援ができるようフローチャートにまとめていますのでご利用ください。

下記に各フローチャートのページの概要を掲載しています。

I 就職に向けての相談・・・P2

求職中・在宅で、就労に関しての「不安」や「悩み」がある方。

II 就職に向けての準備・訓練・・・P3、4

求職中・在宅で、就職に向けての訓練等、具体的な準備をしたい方。

III 就職活動・雇用前・・・P5

就職活動を始めようと考えている方。就職活動中で就労に関しての不安や悩みがある方。

IV 在職中・・・P6

在職中で、職場環境や家庭環境などに「不安」や「悩み」がある方。

V 離職・転職時の相談・・・P7

- ・転職を考えている方。
- ・退職後再就職を目指す方。
- ・退職後の手続きで相談がある方。
- ・一般就労が難しくなった方。

まず、本人の気持ちや状態に当てはまる項目にチェックを入れてみましょう。

I 就職に向けての相談

働きたいけど、こんな不安があります・・・

- 自分に合った仕事や環境がわからない
- うまくいかない
 - ・面接を受けても採用されない
 - ・仕事が長続きしない
 - ・履歴書の書き方が悪いのか・・・
- とにかく自信がない、不安がある
- 働きたいけど、人間関係やコミュニケーションが不安
- 働きたいけど、何から始めれば良いかわからない
- 何らかの応援をしてほしい
- 障害を開示して就職することのメリット・デメリットを知りたい

- 就職するために受けられる支援制度について知りたい

働きたいけど、こんな問題があって困っています・・・

- お金の問題で困っている（お金が無くて困っている、借金があって困っている）
- 生活面で困っている（働きたいけど、家庭環境から働けない）

- 働きたいけど、家から出られない
- やる気がおきない（眠れない、起きられない、食欲がない）
- 心の病気かもしれない
- 通院すべきか迷っている

【相談窓口・支援機関】

ハローワーク加古川（専門援助コーナー）
～職業相談・職業紹介～
P10

加古川障害者就業・生活支援センター
加古川市立就労支援センター
～相談・支援～
P11

兵庫障害者職業センター
～職業相談・職業評価～
P14

ひょうご発達障害者支援センター
クローバー
～就労支援～
※【支援内容】へ
P21

職業能力開発施設（総合リハビリテーションセンター能力開発課）
～相談・職能評価～
P16

ハローワーク加古川（専門援助コーナー）
～職業相談～
P10

加古川市障がい者基幹相談支援センター
～一般相談～
P26

加古川健康福祉事務所（地域保健課）
～こころのケア相談～
P23

【支援内容】

求職登録を行い、具体的な就職活動の方法などの相談や指導を行います。また、障害者就労支援計画に基づき兵庫障害者職業センターや加古川障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、チーム支援を実施します。

就労に関する様々な相談支援を行います。ハローワークを中心としたチーム支援に基づき、職業評価やケース会議を通して働く力を確認し、状況に応じた情報提供を行います。働き続けるために、必要な生活にかかる相談もお受けします。

県内のハローワークや関係機関と連携して、就職活動を円滑に行えるよう相談や助言を行います。専門的な職業評価を実施し、支援計画を策定し、就職や職場定着をサポートします。

県内の発達障がい児（者）の専門相談支援機関です。就労に関する相談、必要に応じて就労支援機関をご紹介します、連携して支援します。
※初回の相談は基本的に市町発達障害相談窓口でご相談いただきます。
問い合わせ：各市町発達障害相談窓口（加古川市の方は基幹相談支援センター）

県のような様々な就労支援事業を実施します。就労に関する様々な相談支援を行うとともに、誰でも利用できる職能評価を実施します。

職業相談窓口で各種制度について、ご説明します。

専門の相談員（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）による相談窓口で、障がいのある方やその家族等からの生活・就労・就学といった多種多様な相談に応じます。相談内容に応じて、適切なサービスにつながるよう関係機関と連携しながら、サポートします。

こころの病気や悩みについて、精神科医師による相談（予約制）や保健師による相談（随時）を行います。

相談前に、P62のチェックシートもつけてみましょう。

まず、本人の気持ちや状態に当てはまる項目にチェックを入れてみましょう。

Ⅱ 就職に向けての準備・訓練

どのような仕事に向いているのか知りたい
(自分の得手・不得手がわからない)

どれくらい働けるか評価してほしい

【相談窓口・支援機関】

ハローワーク加古川(専門援助コーナー)
～職業相談・職業紹介～ P10

兵庫障害者職業センター
～職業評価・職務試行法～ P14

加古川障害者就業・生活支援センター
加古川市立就労支援センター
～相談・支援～ P11

職業能力開発施設(総合リハビリテーション
センター能力開発課)
～職能評価～ P16

技能を身につけたい
(職業能力開発<職業訓練>を受けたい)

兵庫県立障害者高等技術専門学院
公共職業訓練
～身体等障害者訓練(ものづくり科・ビジネス
事務科・情報サービス科)～
～知的障害者訓練(総合実務科)～ P18

兵庫県立障害者高等技術専門学院
～障がいのある方の態様に応じた多様な委託訓
練(知識・技能習得訓練コース)～ P18

兵庫障害者職業センター
～職業準備支援～ P14

加古川市立就労支援センター
～職業準備訓練～ P11

職業能力開発施設(総合リハビリテーション
センター能力開発課)
～開発訓練～ P16

基本的な労働習慣を身につけたい
(規則正しい生活、ルール・マナー、身だしな
み、対人関係など)

働くための基本的なトレーニングをしたい

就労移行支援事業 P28

就労継続支援事業 A 型 P30

就労継続支援事業 B 型

加古川健康福祉事務所(地域保健課)
～精神障害者社会適応訓練事業～ P23

【支援内容】

加古川障害者就業・生活支援センターも含めたチーム支援で職業相談を行います。必要に応じて、兵庫障害者職業センターの職業評価を依頼し、結果を踏まえ今後を考えるケース会議を実施します。

専門的な職業評価(半日～5日間程度)を実施し、支援計画を策定し、就職や職場定着をサポートします。
職務試行法:事業所において実際の作業を体験し、職業能力や適性等を把握します。(期間:1～2週間程度)
問い合わせ:ハローワーク

相談を通して状況や困りどころ、ニーズを把握し、就職に向けて準備します。また、働く力の具体的な評価を希望される場合には兵庫障害者職業センター、職業能力開発施設に繋がります。結果に応じて、今後の方向性を一緒に考えます。

主に製造、流通、事務作業の場面設定をしたワークサンプル法により職能評価(1～4週間)を行い、適職選定も含めた今後の支援計画を立案し、訓練場所に繋がります。

身体等の障害者訓練については、障がいのある方の社会参加と職業的自立を促進するため、個性と能力を重視しながら、時代に即した職業能力開発をきめ細やかにいきます。期間:1年、定員:各科10名
知的障がいのある方が社会適応能力や基礎的な知識・技能を身につけ職業的に自立し、多様な分野での就職を可能にするために職業能力開発を行います。(期間:1年、定員15名)
問い合わせ:ハローワーク・本学院

民間専門学校や社会福祉法人等を委託先として、パソコンや事務系科目の知識・技能を習得し、就職を促進します。(期間:1～3ヶ月)
問い合わせ:ハローワーク・本学院

センター内での作業支援、職業準備学習カリキュラム、自立支援カリキュラム、就労支援カリキュラムを通じ、スムーズに就職、職場適応できるよう、また自身の特性について理解を深め、職業上の課題解決が図れるようサポートします。(期間:標準8週間)

一般就労への準備ができている方に対して、適職が見つかるまでの期間、規則正しい生活や労働力の維持、就労意欲の維持、向上を目的として、訓練場面の提供を行います。(加古川市在住の方のみ。期間:最長1年)

支援計画に基づき、施設内と職場実習を組み合わせた開発訓練を実施します。(期間:個々の状況に合わせて)

作業訓練や座学等の訓練、体験実習を通して、労働習慣の確立、労働力や労働意欲の向上に努め一般就労を目指します。(基本2年以内)
※日中活動サポートシート参照。

労働者として働きながら一般企業への就労を目指すためのサービス。
企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対して、雇用契約を結ばずに生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

在宅の精神障がいのある方を対象に、集中力、仕事の持続力、人付き合いなどの社会生活に必要な適応能力を身につけるため、協力事業所に委託し社会適応訓練を行います。(期間:最長2年、6ヶ月毎に評価)

相談前に、P62のチェックシートもつけてみましょう。

まず、本人の気持ちや状態に当てはまる項目にチェックを入れてみましょう。

【相談窓口・支援機関】

【支援内容】

どれくらいの時間や日数、働けるのかわからなくて不安

就労継続支援事業B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対して、雇用契約を結ばずに生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

加古川健康福祉事務所（地域保健課）
～精神障害者社会適応訓練事業～ P23

在宅の精神障がいのある方を対象に、集中力、仕事の持続力、人付き合いなどの社会生活に必要な適応能力を身につけるため、協力事業所に委託し社会適応訓練を行います。（期間：最長2年、6ヶ月毎に評価）

ハローワーク加古川（専門援助コーナー）
～職場適応訓練（一般職場適応訓練・短期職場適応訓練）～ P10

職業経験の少ない求職者に対し、個々の能力等に適合すると思われる職種について、実際の作業を容易にするため、事業所に委託して訓練を実施する制度です。

兵庫労働局（職業対策課）
～職場実習（いっぽ）～

企業での就労経験が少ない方、不安がある方など、企業での就労を体験してみたい方に対して、職場実習を実施しています。

会社で働く体験をしたい

加古川健康福祉事務所（地域保健課）
～精神障害者社会適応訓練事業～ P23

在宅の精神障がいのある方を対象に、集中力、仕事の持続力、人付き合いなどの社会生活に必要な適応能力を身につけるため、協力事業所に委託し社会適応訓練を行います。（期間：最長2年、6ヶ月毎に評価）

兵庫障害者職業センター
～職務試行法～ P14

職務試行法：事業所において実際の作業を体験し、職業能力や適性等を把握します。（期間：1～2週間程度）問い合わせ：ハローワーク

兵庫県立障害者高等技術専門学院
～障がいのある方の態様に応じた多様な委託訓練（実践能力習得訓練コース）～ P18

事業所等の作業現場を活用して1～3ヶ月間、実践的な職業能力の開発・向上を図り、就職を促進します。問い合わせ：ハローワーク・本学院

職業能力開発施設（総合リハビリテーションセンター能力開発課）
～インターンシップ（障害者しごと体験事業）～ P16

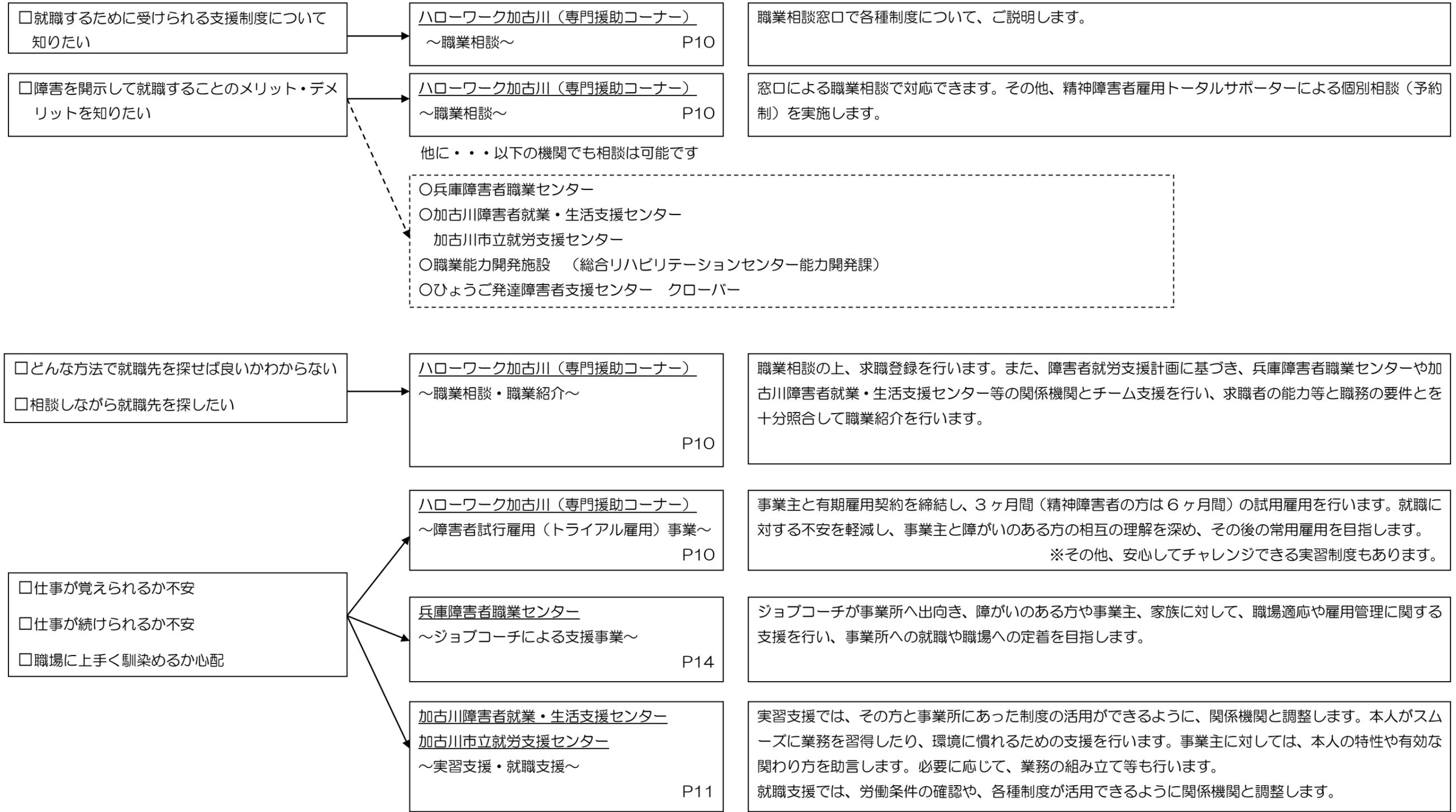
障がいのある方が、実際に仕事の現場を見学したり、実習を体験したりする機会を設けることで、働く意欲を育むと同時に事業所の障害者雇用に対する理解の促進を図ります。

4

相談前に、P62のチェックシートもつけてみましょう。

まず、本人の気持ちや状態に当てはまる項目にチェックを入れてみましょう。

Ⅲ 就職活動・雇用前



相談前に、P62のチェックシートもつけてみましょう。

まず、本人の気持ちや状態に当てはまる項目にチェックを入れてみましょう。

IV 在職中

- 時々、会社に見に来てほしい
(定期的に訪問してほしい)
- 長く働き続けるために応援してほしい
- 職場での困ったことを相談したい
 - ・指示された内容がわからない
 - ・どうして怒られているかわからない
 - ・何度やってもできない、同じ失敗を繰り返してしまう
 - ・人間関係の悩みがある
 - ・出勤日数や時間が大幅に変わった
- 体力面等の問題で、働き続けることが難しくなってきた 等...

【相談窓口・支援機関】

加古川障害者就業・生活支援センター
加古川市立就労支援センター
～相談・定着支援～
P11

兵庫障害者職業センター
～職業相談・ジョブコーチによる支援事業～
P14

就労定着支援
P34

他に・・・以下の機関でも相談は可能です。専門的な支援が必要な場合は、関係機関へ繋がります。

- ハローワーク加古川（専門援助コーナー）
- ひょうご発達障害者支援センター クローバー
- 職業能力開発施設（総合リハビリテーションセンター能力開発課）

【支援内容】

相談のなかで、本人の状況を正しく把握し、定着支援については、『安心』をキーワードに取り組みます。定期的に事業所訪問をします。振り返り（事業所の状況の確認、本人の現状と達成度の確認、今後の課題や目標の確認）等を実施します。必要に応じて、家庭訪問等の生活支援を行います。年4回の余暇支援を実施します。

事業所の中での作業状況や人間関係、その他の職業生活に関することについて聞き取りを行い、困っている事項、悩んでいる事項などがあれば解決に向けた方法を一緒に検討します。ジョブコーチが事業所へ出向き、障がいのある方や事業主、家族に対して、職場適応や雇用管理に関する支援を行い、事業所への就職や職場への定着を目指します。

就労移行支援等を利用して、一般企業等へ就職した方の就労の継続を図るために、一定期間、企業等との連絡調整を行うとともに必要な助言等を行います。

の

- 働いているが生活上の相談にも乗ってほしい
 - ・家事を手伝ってほしい
 - ・お金の管理ができない
 - ・書類の手続きがわからない
 - ・余暇を充実したい
 等...

加古川障害者就業・生活支援センター
加古川市立就労支援センター
～定着支援・その他の生活支援～
P11

働き続けるための支援と、働き続けるために必要な生活の支援も行います。家庭訪問や通院同行等の支援に加え、必要に応じて関係機関と連携して生活支援を行います。その他、年4回の余暇支援を実施します。

加古川市障がい者基幹相談支援センター
～一般相談～
P26

専門の相談員（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）による相談窓口で、障がいのある方やその家族等からの生活・就労・就学といった多種多様な相談に応じます。相談内容に応じて、適切なサービスにつながるよう関係機関と連携しながら、サポートします。

- 休職しているが、もとの職場に復帰したい

兵庫障害者職業センター
～精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援）～
P14

主として、うつ病等で休職している方に対して、主治医等との連携の下、職場復帰に向けたコーディネート、生活リズムの立て直し、リハビリ出勤による復職前のウォーミングアップを行います。事業主に対しては、復職に向け、職場の受け入れ体制の整備等の支援を行います。

- やる気がおきない
(眠れない、起きられない、食欲がない)
- 心の病気かもしれない
- 通院すべきか迷っている

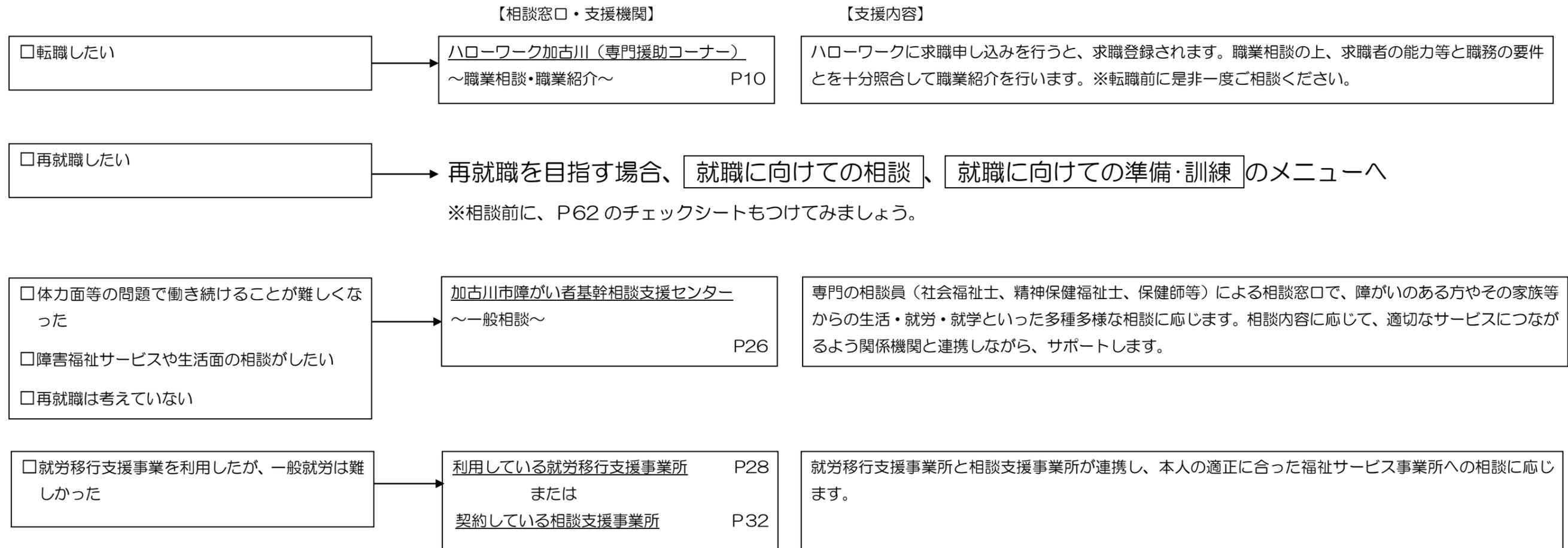
加古川健康福祉事務所（地域保健課）
～こころのケア相談～
P23

こころの病気や悩みについて、精神科医師による相談（予約制）や保健師による相談（随時）を行います。

相談前に、P62のチェックシートもつけてみましょう。

まず、本人の気持ちや状態に当てはまる項目にチェックを入れてみましょう。

V 離職・転職の相談



【離職された方の注意】 在職中、雇用保険、社会保険、厚生年金に加入していた方へ

- ★雇用保険について・・・雇用保険に加入していた期間が条件を満たす等、受給資格がある場合、失業給付が受給できます。 → **ハローワーク 専門援助部門**
- ★健康保険について・・・無保険にならないよう、国民健康保険に切り替え手続きをしましょう → **加古川市役所 国民健康保険課**
- ★厚生年金について・・・国民年金に切り替える必要があります。納付が困難な場合は、一定要件で免除制度を受けられる場合があります。速やかに相談に行きましょう。
→ **加古川市役所 医療助成年金課**
加古川年金事務所
- ★市民税、県民税について・・・納付が困難な場合は、一定要件で免除制度を受けられる場合があります。納税通知書が届いたら、速やかに相談に行きましょう。
→ **加古川市役所 市民税課**

※病気等でハローワークに来られない方は、
ハローワーク 雇用保険給付課
(TEL: 079-421-8669)
にご連絡ください。

※必要な手続きについて、まずは各窓口にお問い合わせください。

相談前に、P62のチェックシートもつけてみましょう。

公的機関のページ

- (1) ハローワーク加古川（専門援助コーナー）……………10
- (2) 加古川障害者就業・生活支援センター……………11
加古川市立就労支援センター
- (3) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
兵庫障害者職業センター……………14
- (4) 職業能力開発施設 ……………16
（兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター能力開発課）
- (5) 兵庫県立障害者高等技術専門学院……………18
- (6) ひょうご発達障害者支援センター クローバー……………21
- (7) 兵庫県加古川健康福祉事務所（保健所）地域保健課……………23
- (8) 加古川市 福祉部 障がい者支援課 ……………24
- (9) 加古川市障がい者基幹相談支援センター……………26

ハローワーク加古川 (専門援助コーナー)

〒675-0017 加古川市野口町良野1742
TEL：079-421-9125
FAX：079-421-8619



ハローワーク加古川専門援助コーナーでは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病者及び高次脳機能障がい者等（職業相談については、手帳の有無は問いません。）の就職に関する相談、雇用保険に関する相談や事業主への職業紹介等を行います。

ハローワーク加古川専門援助コーナーの主なサービスは、次のとおりです。

1 職業相談・職業紹介

障がいのある方の就職についての様々な相談（業種・賃金・就労時間等、希望する条件の仕事を探したり、履歴書、職務経歴書の書き方等のアドバイス）を行います。

事業主に紹介する時には、面接日時等調整のうえ、紹介状を発行します。

また、障がいのある方で「どのような仕事が向いているのか」、「どの程度仕事ができるかわからない」等でお悩みの方等に対しては、必要に応じて兵庫障害者職業センターや加古川障害者就業・生活支援センター等と連携のもと、個々の状況に応じた様々な支援を行いますので、窓口でご相談ください。

その他、精神障害者雇用トータルサポーターによる個別相談の実施及び手話通訳者を配置しています。

- ・精神障害者雇用トータルサポーター 月15日程度（月・水・木曜日は毎週／火曜日は不定期・予約制）
- ・手話通訳者の在所日 9時～12時30分（月2回、金曜日）
※ 日程については、ハローワーク加古川専門援助コーナー（079-421-9125）迄お問い合わせください。

2 求人票の公開

専門援助コーナーに求人検索機（ハロー情報BOX・パソコン）を設置していますので、自由に「障害者専用求人」及び「一般の求人」の情報を閲覧していただくことが可能であり、応募を希望される場合は、応募の可否について、窓口で確認します。専門援助コーナーでご相談ください。

3 公共職業訓練

将来の職業に直接役立つ技能や知識を身につけるための「公共職業訓練」に関する情報を提供したり、訓練に関する相談、申し込みの受付を行います。

4 雇用保険の手続き・相談等

事業所を離職した時の雇用保険の受給に関する手続きや相談を行います。

ハローワーク加古川 専門援助コーナー
利用時間：8時30分～17時15分
休 日：土・日・祝日・年末年始

加古川障害者就業・生活支援センター 加古川市立就労支援センター

〒675-0002 加古川市山手1丁目11番10号

TEL：079-438-8728

FAX：079-438-0368

ホームページ：http://www.haguruma.ecnet.jp



加古川障害者就業・生活支援センター、加古川市立就労支援センターは、国・県や市から委託を受け、「社会福祉法人加古川はぐるま福祉会」が運営しています。そして、これら2つのセンターが連携・協力しあって、以下の事業を展開しています。

- ◆ 特 色 障がいのある方の一般就労とそれにかかる生活を応援します。また、事業主支援も行います。2つのセンターは地域の社会資源の1つで、ハローワークを中心としたチーム支援を基本に、関係機関と連携しながら支援します。『本人を正しく知る』『本人の望む就労とその生活を支援し続ける』を大切に活動します。
- ◆ 対 象 一般就労を目指す方、一般就労している方が対象です。障害種別は問いません。手帳がなくても利用可能です。
- ◆ 利用にあたって 登録制です。相談は登録がなくても利用可能です。他の施設に所属していても利用可能です。センター利用に費用はかかりません。
- ◆ 事業内容
 - ①相談
 - ②支援（職業準備訓練、適職発見、実習支援、就職支援、定着支援、再チャレンジ支援、その他の生活支援）
 - ③啓発活動
- ◆ その他 加古川はぐるま福祉会「就業支援部」は、加古川障害者就業・生活支援センター、加古川市立就労支援センター、就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、相談支援事業の5事業を運営しています。そのため、柔軟な動きが可能な反面、周りから見るとわかりにくいことも事実です。私たち自身も事業毎の役割を日々意識して活動しています。関係機関の皆様にもその点を十分理解していただき、利用していただけると有り難いです。

①相談

「会社で働きたい、働き続けたい」と思っている方の相談を受けます。その他働き続けるために必要な生活にかかる相談も受けます。相談内容によっては、適切な機関へ繋ぐこともします。

例えば、「働く力を確かめたい」「どんな職種がっているのかわからない」「一人で適職を見つけにくい」「仕事はできるが、職場にうまくなじめない」「会社を辞めてしまったが、もう一度働きたい」「現在働いていて一人暮らしをしているが、食事が作れず困っている」などなど。

※職業紹介をするところではありません。

※基本的には来所による相談です。事前予約制なので、まずはお電話をください。

※相談料は無料です。

②支援

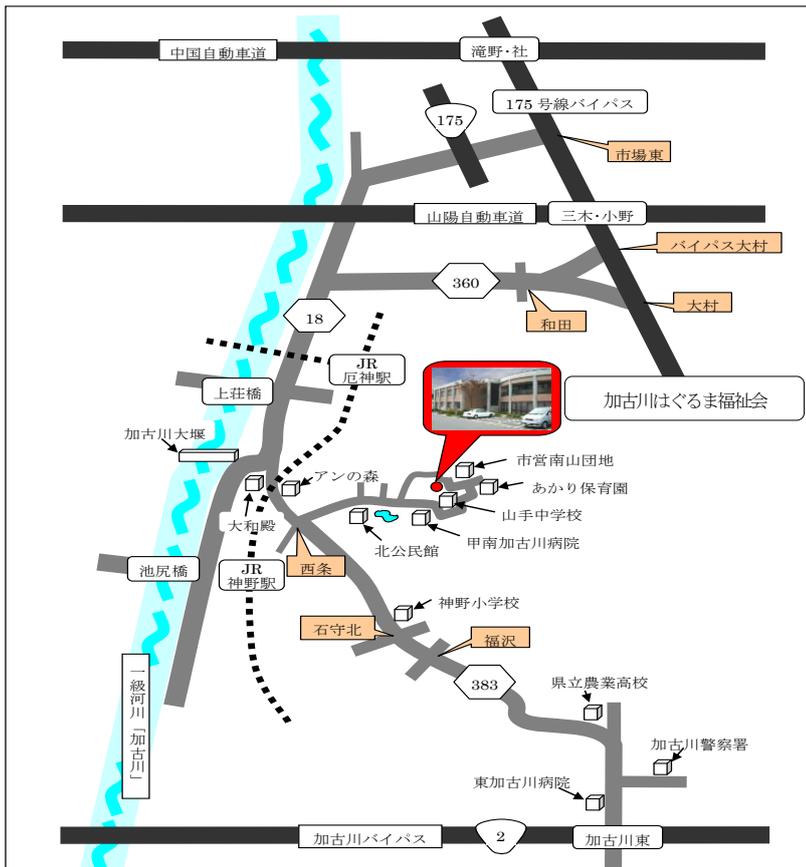
職業準備訓練 ※加古川市立就労支援センターのみ	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労への準備ができている方に対して、適職が見つかるまでの期間、規則正しい生活や労働力の維持、就労意欲の維持、向上を目的として、訓練場面の提供を行います。（最長1年）
適職開拓	<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク等と連携して開拓します。
実習支援	<ul style="list-style-type: none"> その方と事業所に合った制度の活用ができるように、関係機関と調整します。 本人がスムーズに業務を習得したり、環境に慣れるための支援を行います。 事業主に対して、本人の特性や有効な関わり方を助言します。必要に応じて、業務の組み立て等も行います。
就職支援	<ul style="list-style-type: none"> 労働条件の確認や、各種制度が活用できるように関係機関と調整します。
定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 『安心』をキーワードに取り組みます。 定期的に障がいのある方が就労している事業所を訪問します。 振り返り（事業所の状況の確認、本人の現状と達成度、新たな課題の確認、目標の設定）等を実施します。 必要に応じて、家庭訪問等の生活支援も行います。 年4回の同窓会、余暇支援を実施します。
再チャレンジ支援	<ul style="list-style-type: none"> 様々な理由で離職に至った方で、再度一般就労を希望する方に対して、相談を実施します。 <p>※何度でも利用可能です。</p>
その他の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業所で働き続けるために必要な生活支援を行います。

※利用される方がすでに福祉サービスなどを利用されている場合は、所属先と連携をしながら、就業面・それにかかる生活面を総合的にコーディネートします。

③啓発活動

関係機関との連携強化と、顔の見える地域でのネットワーク構築のため、定期的に研修会を開催したり、ネットワーク会議等を実施します。

◆ アクセス



【法人本部】

（社福）加古川はぐるま福祉会

☆場所：加古川市山手1丁目11-10

☆電話：079-438-8728

☆相談予約受付：平日 9時～17時



【駅前出張所】

(社福) 加古川はぐるま福祉会

駅前出張所 「ふらっとステーション」

☆場所：加古川市加古川町溝之口507
サンライズ加古川ビル2階

☆電話：079-451-6757

☆相談予約受付：

月・火・水・金曜日（平日のみ）

10時～19時

（第1金曜日のみ12時～21時）

※駐車場はありませんので、
公共交通機関をご利用ください。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部

兵庫障害者職業センター

〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2

TEL: 078-881-6776

FAX: 078-881-6596

eメール: hyogo-ctr@jeed.or.jp



◆兵庫障害者職業センターでは

障がいのある方や障がいのある方を雇用する事業主の方などに対して、県内のハローワークや関係機関と連携して、就職のための相談から職業生活における援助・助言等の職業リハビリテーションサービスを行います。また、関係機関に対しては職業リハビリテーションサービスに関する情報提供等も行います。

◆業務内容

①職業相談・職業評価

就職活動を円滑に行えるよう、職場で安定して働き続けられるように相談や助言を行います。また、職業能力等を評価し、就職に向けた支援計画（職業リハビリテーション計画）をたて、支援を行います。

※職務式行法：事業所において実際の作業を体験し、職業能力や適性を把握します（1～2週間程度）。

②職業準備支援

センター内での作業支援、職業準備講習カリキュラム、自立支援カリキュラム、就労支援カリキュラムを通じ、スムーズに就職、職場適応できるよう、就職前のトレーニングを行います。

③ジョブコーチによる支援事業

ジョブコーチが事業所へ出向き、障がいのある方や事業主の方、家族に対して、職場適応や雇用管理に関する支援を行い、就職や職場への定着を目指します。

④リワーク支援

主としてうつ病等で休職している方に対し、センターに一定期間（3か月以内）通所し復職に向けたウォーミングアップを行うとともに、その方の復職を希望している事業所の方に対して、主治医と連携して、円滑な職場復帰のため、専門的な援助・支援を行います。一定期間の事前相談と、ご本人・主治医・事業主すべての同意が必要です。

⑤雇用管理等に関する相談・助言等

障がいのある方の雇用にあたり、事業主の方に対し、相談・援助及び課題を解決するための支援を行います。具体的には障がいのある方が行う職務の相談、障がいのある方への雇用管理の助言、社員向けの研修などを行っています。また、共通の課題を持つ事業主に対して、小グループによるワークショップを開催します。

⑥関係機関への助言・援助

関係機関の方に対し、より効果的な職業リハビリテーションサービスを実施できるよう、研修や技術的事項についての助言その他援助を行います。

◆利用にあたって

- 費用は無料です。（通所の交通費等は自己負担となります）
- ハローワークで相談中の方は、担当者を通じてお申込みください。
- 直接当センターでのご相談等を希望される方は、あらかじめ電話でご連絡ください。
- 受付時間は 午前8時45分から午後5時までです。
（土曜・日曜・祝祭日はお休みです）

◆アクセス

- ① 阪急電車「王子公園駅」東口下車 徒歩7分
- ② JR「摩耶駅」北口下車 徒歩5分
- ③ 阪神電車「西灘駅」下車 徒歩10分
- ④ 神戸市バス「水道筋6丁目」下車 徒歩2分



職業能力開発施設

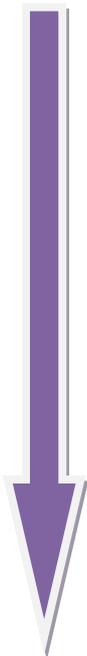
(総合リハビリテーションセンター能力開発課)

〒651-2181 神戸市西区曙町1070
 TEL: 078-927-2727
 FAX: 078-925-9223
 eメール: noukai@hwc.or.jp
 ホームページ: <http://www.hwc.or.jp/noukai/>



- ◆ 特 色 昭和52年兵庫県が独自に設置した障がいのある方の雇用・就業を促進するための職業能力開発施設です。その特徴は、利用の要件や定員、固定された訓練が一切ないということです。特定された訓練科目を持たないことから個々人の課題に応じた訓練場面の設定ができ、「いつでも、誰でも、どんな訓練でも」を三原則とした運営をしています。また、政策施設としてさまざまな県就労支援事業を地域とともに取り組んでいます。
- ◆ 対 象 就労したいが何らかの困難を抱えておられる方なら誰でも利用できます。障害者総合支援法外の施設なので、特別支援学校の在校生や障害者手帳を持たない方も利用できます。
- ◆ 利用方法 学校や福祉事業所等に所属されている方は所属機関から申し込んでください。また、支援機関等への登録や所属のない方は、直接ご相談ください。なお、特別支援学校高等部在校生は、1年間分の利用を各学校から一括して申し込んでください。

◆ 利用の流れ



項 目	内 容
①相 談	まずは、お電話ください。(月～金曜日8時45分～17時45分) ☎ 078-927-2727 (内線3503・3504)
②見 学	施設見学をお薦めします。そのうえで利用されるかどうかご判断ください。
③利用面接	ご要望や課題を確認するため、利用の可否を決めるものではありません。
④利用開始	定員はなく随時利用開始です。 ※混み合っている際には少しお待ちいただくことがあります。
⑤職能評価	1～4週間の期間で働くために必要な力がどの程度備わっているのか、得意なこと、苦手なこと、力を発揮できる環境等を総合的に評価し、ご本人にとって今、必要と思われる適職選定も含めた今後の就職活動に関する材料を提供します。
⑥ケース会議	職能評価結果報告書に基づき、訓練が必要な場合、就労移行支援事業所をはじめとしたどんな訓練施設を利用するのが良いか等を話し合い、適切な進路支援に努めます。
⑦開発訓練	当施設での開発訓練が必要な方には支援計画に基づき、施設内と職場実習を組み合わせた開発訓練を実施します。
⑧就労支援と職場定着支援	職場適応援助者を中心としたジョブコーチ手法を活用した就労支援や職場定着支援に努めます。

※太線内が基本サービス、太線外は必要に応じて提供するサービス

◆ 職能評価について

主に製造、流通、事務作業を想定した場面設定法によるワークサンプル(模擬作業標本)に取り組んでもらいます。その作業遂行過程を瞬時にコンピュータ処理する独自に制作した評価装置を使用して作業性(速度、精度、耐久力)や理解力、労働習慣等、働くために必要な力がどの程度備わっているのか、得意なこと、苦

手なこと、力を発揮できる環境等を総合的に評価し、職能評価結果報告書を作成します。評価終了後、報告書に基づいて報告会を行ない、ご本人にとって今、必要と思われる適職選定も含めた今後の就職活動に関する材料を提供します。

◆ スケジュール

時 間	内 容
8時50分	更衣後、始業前体操
9時00分	作業開始
12時00分	昼休み 昼食は各自で用意してください。職員食堂の利用もできます。定食は550円です。
13時00分	作業開始
16時00分	作業終了 作業場の片付けの後、更衣を済ませ帰宅します。

◆ 利用料等

施設利用料は無料です。

交通費、昼食費は自己負担願います。工賃や手当は発生しません。

◆ インターンシップ（就労体験）や多様な職業訓練の創出

① 障害者しごと体験事業

障がいのある方が実際に仕事の現場を見学したり、実習を体験したりする機会を設けることで、働く意欲を育むと同時に事業所の障害者雇用に対する理解の促進を図ります。障がいのある方、事業所にとって極めてハードルの低いインターンシップで、一日だけの実習体験も可能で、最初の第一歩を踏み出す機会の提供を行います。

② 障害者重点分野就労促進事業

短期基礎訓練（5日程度）で、就労に資する技術力の向上を目指します。清掃業務コースと介護補助業務コースがあります。

◆ アクセス 兵庫県立総合リハビリテーションセンターの一角にあります。



【自動車の場合】第2神明道路玉津インターより、国道175号線を南に2km、曙交差点を右折
 【交通機関利用の場合】

- 1 JR神戸線(山陽本線)明石駅下車、神姫バス約15分、タクシー10分
- 2 神姫バス JR・山陽電鉄「明石駅」下車
 ○県立リハビリテーションセンター行き終点下車すぐ
 ○三木・社・押部谷行き、玉津曙下車徒歩3分
 ○西神中央行き玉津曙下車徒歩3分
- 3 新幹線・JR神戸線西明石下車、タクシー5分

兵庫県立障害者高等技術専門学院

〒651-2134 神戸市西区曙町1070

TEL: 078-927-3230

FAX: 078-928-5512

ホームページ: <http://www.sgi.ac.jp/>



《知的障害者訓練（総合実務科 期間1年 定員15名）》

◆ 目的 知的障がいのある方が社会適応能力や基礎的な知識・技能を身につけ職業的に自立し、多様な分野での就職を可能にするために職業能力開発を行います。

- ① 社会人としての基本的なルールやマナーの向上育成
- ② 職業人としての基礎的な知識や職場適応能力の養成
- ③ 就労に耐えられる体力や持久力の向上育成
- ④ 事務系職種に対応するためのパソコン実習
- ⑤ サービス系職種に対応するための販売・清掃・介護実習
- ⑥ 製造系職種に対応するための金属加工・ガラス加工・組立実習
- ⑦ 安全衛生作業の知識と技術の習得

◆ 学院生活 ☆訓練期間は4月上旬から3月中旬までの1年間、定員15名、訓練時間は8時50分～16時10分、土・日・祝日のほか夏休みと冬休みがあります。
☆学院内に冷暖房を完備した食堂を併設して、昼食（有料）の提供が受けられ、学院生相互のコミュニケーションが図れる場を提供します。
☆授業料は無料です。（訓練服・教科書代などは自己負担）
☆ハローワークを通じて就職の斡旋が受けられます。

◆ 応募資格 次のすべての条件を満たしていること。

- ① 療育手帳または公的機関が発行する判定書を所持している。
- ② 当該科の技能習得が可能で意欲がある。
- ③ 職業的自立が見込まれ、通校することができる。
- ④ 訓練や集団生活に支障がない。
- ⑤ 体験入校（予備検査）に参加できる。
- ⑥ 訓練受講に対して、保護者等の理解と協力が得られる。

※その他詳細は、別途ハローワークまたは当学院へご相談ください。

◆ 入校願書 受験に必要な入校願書などの応募書類は、ハローワークに用意されています。ハローワークで求職登録、職業相談を受けてください。応募書類を作成してハローワークに提出してください。
応募については、体験入校（予備検査）に参加していただく必要があります。体験入校までになるべく事前に当科を見学されることをおすすめします。

◆ 費用等 ☆授業料は無料です。
☆次のものは自己負担になります。
☆各種援護措置の制度があります。

科名	諸経費	備考
総合実務科	5万円程度	3万5千円程度 (作業服として)

(実績に基づく予測値/円)

《身体等の障害者訓練（各科 期間1年 定員10名）》

- ◆ 目的内容 障がいのある方の社会参加と職業的自立を促進するため、個性と能力を重視しながら、時代に即した職業能力開発をきめ細やかに行います。
- ☆ものづくり科
ものづくりにおける一連の流れを体験することで、機械製図の基礎から試作加工までの生産技術及び、それに関連する業務に必要なワープロ、表計算などのアプリケーションの操作と知識を習得し、生産関連職種への就職を目指します。
- ☆ビジネス事務科
事務の職場で求められるビジネスマナーなどの知識を基本に、税法・法務関連を含めた簿記会計の知識を習得できます。またワープロ、表計算などのアプリケーションの活用とIT関連の知識を習得し、事務関連職種への就職を目指します。
- ☆情報サービス科
パーソナルコンピュータの基礎から、各種アプリケーションソフトの導入と操作方法、ネットワークの設定および構築などの運用技術など、パーソナルコンピュータの技術・知識を習得し、IT人材としての就職を目指します。
- ◆ 学院生活 ☆訓練期間は4月上旬から3月中旬までの1年間、訓練時間は8時50分～16時10分、土・日・祝日のほか夏休みと冬休みがあります。
☆学院内に冷暖房を完備した寮・食堂を併設して、学院生相互のコミュニケーションが図れるよう、ふれあいの場、生活の場を提供します。
寮の諸経費：月額3万円程度（食費、光熱水費等）
☆ハローワークを通じて就職の斡旋が受けられます。
- ◆ 応募資格 一般の能力開発施設において訓練を受講することが困難な身体等に障がいのある方で、次のすべての条件を満たしていること。
①障害の状態が固定し、職業能力開発を受けることにより、再発や悪化のおそれがない。
②集団生活に支障がない。
③就業の意志を有し、職業的自立が見込まれる。
④当該科の技能習得が可能で意欲がある。
- ◆ 入校願書手続
①本学院に電話等で予約、施設・設備を見学し説明を受けておくことをおすすめします。
②応募書類(a.入校願書 b.調査書 c.身体検査書)は、ハローワークに用意されています。
③職業相談、求職登録を済ませて、応募書類を提出してください。
④応募者には本学院より受験票を郵送します。
※Webページからも応募書類をダウンロードできますが、ハローワークで必ず職業相談・求職登録を済ませて、応募書類を提出してください。
- ◆費用等 ☆授業料は無料です。(諸経費は自己負担)
☆各種援護措置の制度があります。

(実績に基づく予測値/円)

科名	諸経費
ものづくり科	3万円程度
ビジネス事務科	4万円程度
情報サービス科	3万円程度

<注意> 諸経費は、教科書・検定試験受験料等の概算額です

《委託訓練（障害の態様に応じた多様な委託訓練）期間 1～3 か月》

地域における事業所等の委託先を活用した職業訓練です。①知識・技能習得訓練コース、②実践能力習得訓練コースがあります。詳しくは学院にお尋ねください。

◆ アクセス



JR明石駅、山陽電鉄明石駅から

神姫バス（約20分）

- ・東①番のりばから乗車、玉津曙下車
- ・北④番のりばから乗車、県立リハビリセンター行終点下車

タクシー（約15分）

JR西明石駅、新幹線西明石駅から

タクシー（約10分）

自動車で来られる場合

第二神明道路玉津インターより
国道175号線を明石方面へ（約5分）

ひょうご発達障害者支援センター クローバー

〒671-0122 高砂市北浜町北脇519
 TEL：079-254-3601
 FAX：079-254-3403
 eメール：auc.clover@nifty.com
 ホームページ：http:// auc-clover.a.la9.jp/

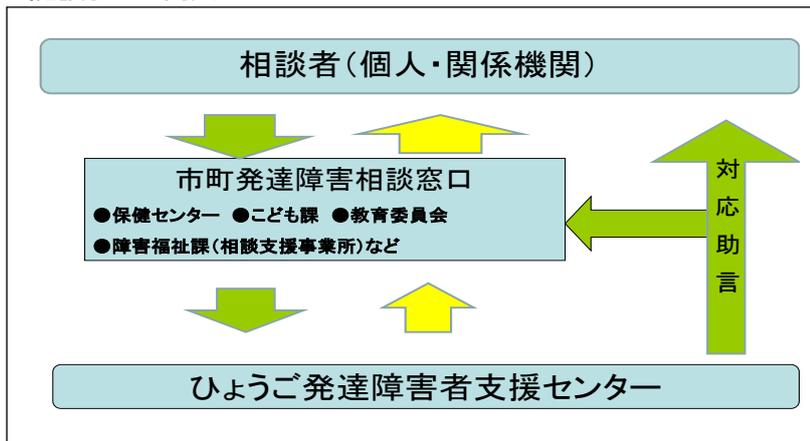


◆当センターは発達障害者支援法に基づいて設置された発達障がい児・者の専門相談支援機関です。兵庫県下の発達障がいのある方やご家族、関係機関、関係施設への支援や地域における支援体制整備を行います。

◆**利用対象** 自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)などの発達障がいのある方、ご家族、関係施設、関係機関等
 ※手帳の有無、年齢は問いません。
 ※未診断の方でも、発達障がいのある方は利用できます。

◆**相談受付** 特別支援教育や市町の相談支援体制が充実し、さらに、発達障害者障害者総合支援法によって明確に位置づけられ、一次的な相談支援は市町で担うことと整理されたことから、初回の相談は基本的に市町発達障害相談窓口でご相談いただくこととなりました。
 ※加古川市の方の一次相談窓口は『加古川市障がい者基幹相談支援センター (P26)』です。
 (TEL：079-424-4358)

(相談までの流れ)



- ①相談者より市町発達障害相談窓口において相談を受け付けます
- ②市町発達障害相談窓口でひょうご発達障害者支援センターでの相談を希望される場合、市町発達障害相談窓口がひょうご発達障害者支援センターまで相談票を送付し調整の上、相談、支援を行います。
- ③福祉サービスのコーディネート等の相談は原則市町発達障害相談窓口で実施し、ひょうご発達障害者支援センターはより専門的な対応助言を行います。

※市町発達障害相談窓口でのご相談を了承されない場合は、ひょうご発達障害者支援センターで直接ご相談を行います。

◆**相談時間** 9時～17時(土・日・祝日は除く)

- ◆**支援内容**
- ①相談支援：発達障がい児(者)及びその家族等から日常生活(生活リズム、身辺処理、コミュニケーション、行動上のこと、学校や職場でのこと等)に関する相談に応じます。また福祉制度の利用の仕方や関係施設・関係機関の紹介もします。
 - ②発達支援：家庭や保育所、学校等の所属機関における療育の方針や具体的な援助方法を一緒に考えます。また所属機関を訪問し、支援の手立てを考える会議等も行います。

③就労支援：就労に関する相談、必要に応じて就労支援機関を紹介し、連携して支援します。
事業主からのご相談もお受けします。

④普及啓発・研修：発達障害の普及啓発・研修を行います。

【就労に関する相談内容（例）】

職場でのこと（何度も同じ注意をされる、指示が分からない等）、就職活動について（なかなか仕事が決まらない、履歴書・採用面接について）、自分の得意・不得意、生活リズム、人間関係、コミュニケーション等

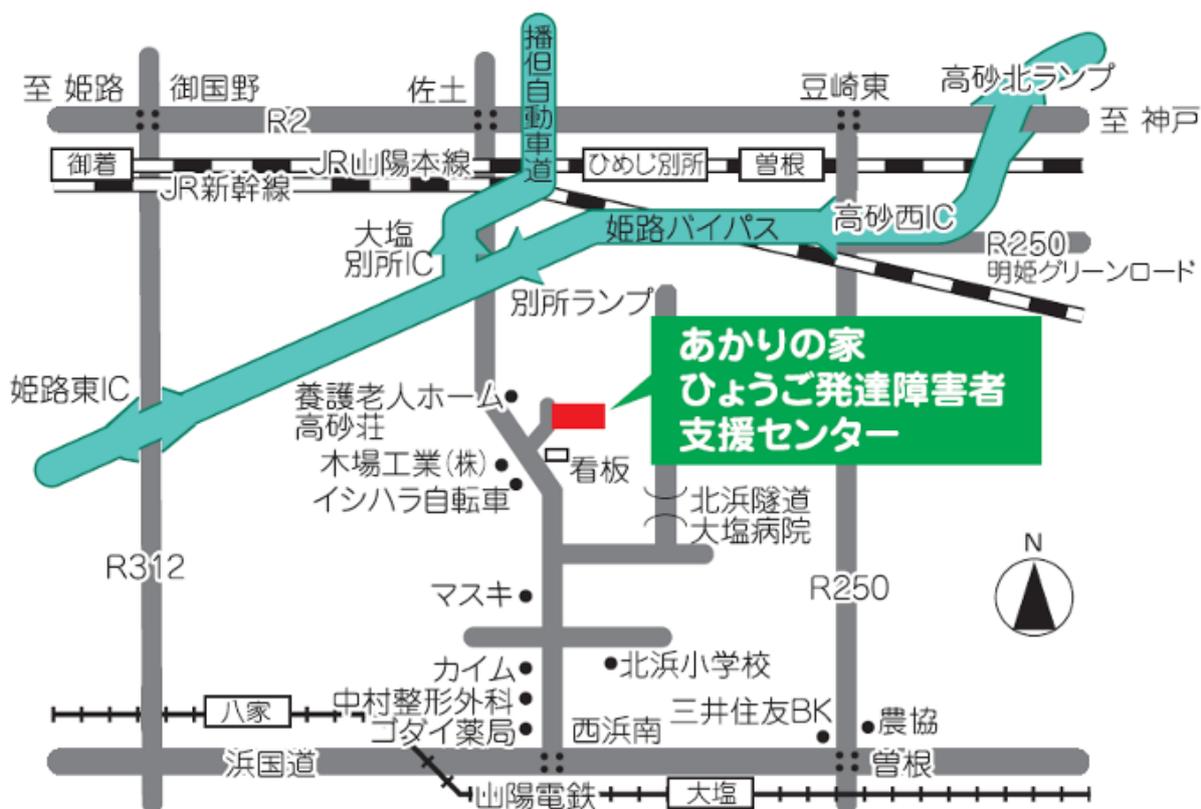
【就労に関する支援内容（例）】

相談・助言（履歴書の書き方、面接の受け方、生活リズム、金銭管理の仕方等）、ハローワーク同行、福祉施設等訪問（コンサルテーション）等

※当センターで仕事の斡旋、職業訓練は行っておりませんのでご了承ください。

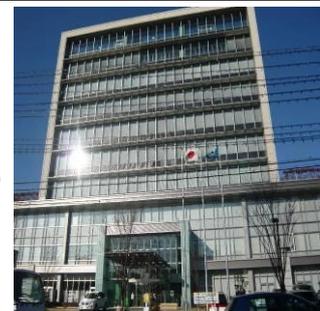
◆**担当エリア** 東播磨（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）、淡路
※センター以外にも、相談支援・発達支援機能を持つbranchが5か所（加西、芦屋、豊岡、宝塚、上郡）設置されています。

◆**アクセス** 山陽電鉄 大塩駅から2.3km、
JRひめじ別所駅から4km、
国道2号線「佐土」信号から3km



兵庫県加古川健康福祉事務所 (保健所) 地域保健課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1
TEL: 079-422-0003
FAX: 079-422-7589



◆ 場 所 兵庫県加古川総合庁舎 3階

◆ 業務内容

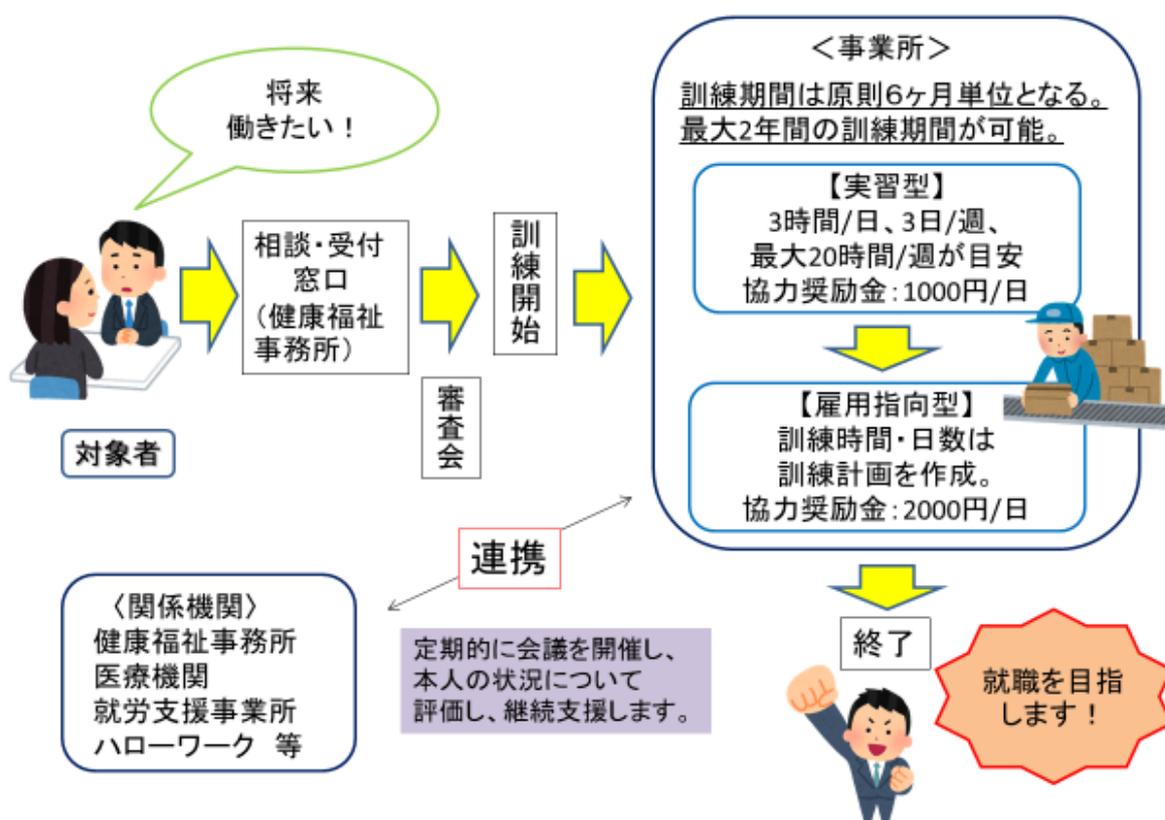
こころのケア相談

- こころの病気や悩みについて精神科医師による相談日を設けています。
- 家族等の相談も可能です。
- 相談は無料です。
- 相談日 原則月曜日(月1~2回) 受付 13時~14時(事前予約制)
※予約連絡先 079-422-0003

精神障害者社会適応訓練事業

- 兵庫県では、在宅の精神障がいのある方を対象に、環境適応能力や仕事の持続力、人付き合い等の社会生活に必要な適応能力を身につけるため、協力事業所に委託して社会適応訓練を行います。
- 地域保健課が事業の相談窓口です。詳細については、まず地域保健課までご連絡ください。

(事業の流れ)



加古川市 福祉部 障がい者支援課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000

TEL:079-427-9372

FAX:079-422-8360



◆ 場 所 加古川市役所 本館1階 33番窓口

◆ 日 時 土・日・祝日を除く月～金曜日、8時30分～17時15分

◆ 業務内容 心身に障がいのある方に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請から交付までの手続きや、障害種別ごとの相談や個別支援会議等を行います。
また、手帳を所持している方には、手帳の等級や内容、所得等に応じて以下の事務を行います。

[1] 障がい者福祉制度の紹介

(各種交通機関運賃の割引・税の特別措置・各種料金の減免等)

[2] 特別障害者手当、障害児福祉手当、介護手当等の各種手当の給付に関する手続き

[3] 補装具、日常生活用具、福祉タクシー券等の交付に関する手続き

[4] 自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)制度に関する手続き

[5] 福祉施設への入所・通所、短期入所(ショートステイ)、居宅介護(ホームヘルプ)等、障害福祉サービス等の支給に関する手続き

※65歳以上の障がいのある方については、介護保険法が優先的に適用されます。

詳細については、加古川市障がい者支援課までお問い合わせください。

◆ 関係機関の窓口

[1] 障害者医療費助成制度に関する手続き

★医療助成年金課 医療助成係(加古川市役所 新館1階 11番窓口)

(電話番号:079-427-9190)

[2] 障害基礎年金の支給に関する手続きや制度説明

★加古川年金事務所(加古川市役所西隣)

(電話番号:079-427-4743)

★医療助成年金課 国民年金係(加古川市役所 新館1階 10番窓口)

(電話番号:079-427-9193)

[3] 特別児童扶養手当等の支給に関する手続き

★家庭支援課手当給付係(加古川市役所 本館1階 31番窓口)

(電話番号:079-427-9212)

[4] 普通自動車税・普通自動車取得税に関する手続き

★加古川県税事務所

(電話番号:079-421-9271)

[5] 駐車禁止除外指定車標章の交付に関する手続き

★加古川警察署 交通第一課

(電話番号:079-427-0110)

- ◆ その他 相談支援事業をさらに充実させるため、「加古川市障害者自立支援協議会」を設置し、相談業務での困難事例について福祉、医療、労働、教育の各分野から地域の課題として共通認識し、保有する情報・資源等を活用しながら困難事例等を解決する方策を討議・検討しています。

- ◆ アクセス



加古川市障がい者基幹相談支援センター

〒675-8577 加古川市加古川町寺家町177-12
加古川市総合福祉会館1階
TEL：079-427-9372
FAX：079-422-8360
eメール：kako-kikan@kakogawa-shakyo.jp



加古川市障がい者基幹相談支援センターは、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合う共生社会を実現し、障がい者（児）が地域で安心して暮らすために障害福祉に関する総合的・専門的な相談窓口として平成29年9月に開設されました。地域における相談支援の拠点として、すべての障害に対応した総合的・専門的な相談業務を行うとともに市内の相談支援事業者や相談機関等と連携して相談支援のネットワークを強化し、地域の相談支援の充実を目指します。

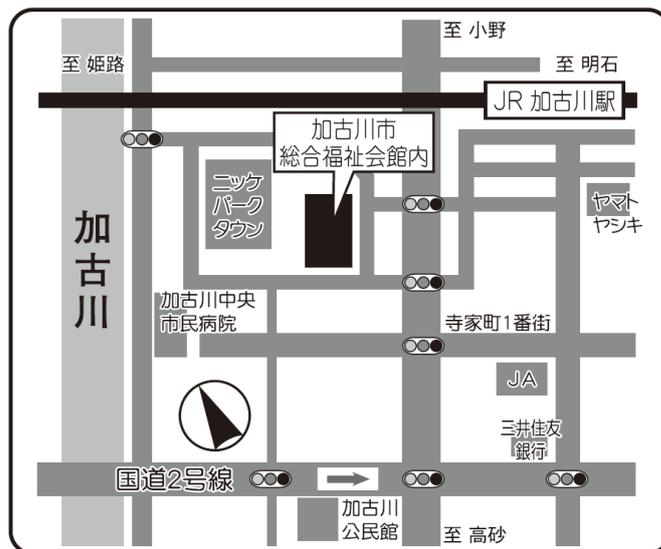
- ◆ 受託法人 社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会（市委託事業）
- ◆ 所在地 加古川市加古川町寺家町177-12 加古川市総合福祉会館1階
- ◆ 開設時間 土・日・祝祭日を除く月～金曜日、8時30分～17時15分
- ◆ 対象者 加古川市内に居住する障がい者、家族等
- ◆ 業務内容 ①総合・専門相談

障害の有無や種別に関わらず本人、家族、支援者等からの相談に応じます。
障害福祉サービス利用に至るまでの支援や、適切な関係機関につなぎます。
※『計画相談』作成業務は行っていません。

- 《相談内容の一例》
- ・生活全般（日常生活や社会生活）について
 - ・障害福祉制度や障害福祉サービスの利用について
 - ・医療機関の受診について
 - ・社会との関わりが難しく、孤立して引きこもっている
 - ・病院や施設を出て地域で暮らしたい 等

②相談支援体制の整備
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談支援、医療、教育等の各種専門機関との連携を強め、相談支援のネットワークを広げていきます。

- ◆ アクセス
公共交通機関（電車）利用の場合
◎JR 加古川駅より南西へ徒歩10分
自動車利用の場合
◎県道18号 小門口交差点を西へ100m



福祉事業所の概要・一覧のページ

(10) 就労移行支援事業所	28
(11) 就労継続支援A型事業所	30
(12) 計画相談支援事業所	32
(13) 就労定着支援事業所	34

就労移行支援事業の概要

◆事業概要

一般就労に向けて、一般就労に特化した訓練を受け、一般就職を目指すサービス。

就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの就労に必要な知識の習得や能力の向上のために必要な訓練を行います。また、適職開拓・実習支援等の就職に関する相談や、働き続けるために必要な定着支援も行います。

◆利用期間

基本2年以内（暫定支給期間を含む。）

※市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能。

◆対象者

一般就労を希望する方であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術を習得し、就労を目指す方。

※就労系福祉サービスを初めて利用される方は就労移行支援（就労アセスメントを含む）の利用が必要です。

対象者の具体例

- (1) 特別支援学校を卒業したが、一般就労に必要な体力や準備が不足しているため、これらを身に付けたい方
- (2) 一般就労していたが、体力や職場の適正などの理由で離職した。再度、訓練を受けて、適性に合った職場で働きたい方
- (3) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する方
⇒ 就労移行支援（資格取得型）

◆サービスの内容

- 就労に必要な知識および能力の向上のために必要な生産活動、職場体験の機会などを提供
- 求職活動に関する支援
- 利用者の適性に応じた職場の開拓
- 就職後における職場への定着のために必要な相談や支援

◆利用料

- 原則1割負担（収入に応じて自己負担の上限月額が設定されています。）

就労移行支援事業所一覧
 (一般型については加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の事業所を掲載、
 資格取得型については兵庫県内の事業所を掲載)

※就労移行支援事業所をご利用の際は就労サポートブックと合わせて日中活動サポートシートもご活用ください。

名称	種類	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	日中活動サポートシートNo
加古川はぐるまの家	一般型	675-0002	加古川市山手1丁目11-10	079-438-8728	079-438-0368	移-101(移-加1)
アシストワンかこがわ	一般型	675-0065	加古川市加古川町篠原町70-3 第一ビル3階	079-440-2309	079-421-5788	移-102(移-加2)
P&C人財センター	一般型	675-1114	加古郡稲美町国安1123	079-492-6764	079-492-6836	移-103(移-稲1)
みちしるべ神戸 ワークプロジェクトにし	一般型	675-1115	加古郡稲美町国岡3丁目25-3	079-490-3250	079-490-3251	移-104(移-稲2)
多機能型指定障害福祉サービス事業所 ソーシャルドリーム	一般型	675-1101	加古郡播磨町東本荘3-12-13	079-490-6645	079-490-6646	作成中
国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局神戸視力障害センター	資格取得型	651-2134	神戸市西区曙町1070	078-923-4670	078-928-4122	移-106(移-神1)

就労継続支援A型事業の概要

◆事業概要

労働者として働きながら一般企業への就労を目指すためのサービス。

企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。

◆利用期間

制限なし（暫定支給期間あり）

◆対象者

- 配慮があれば雇用契約に基づいた就労が可能であり、利用開始時65歳未満の方
※ハローワークへの登録が必要になります。

対象者の具体例

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- (3) 一般就労していたが、体力や能力などの理由で離職し、再度、就労の機会を通して、能力等を高めたい方
- (4) 就労継続支援B型で労働習慣を身に付けた後、一般就労へステップアップしていきたい方

◆サービスの内容

- 生産活動その他の活動の機会の提供（雇用契約に基づく）
- 就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練
- その他の必要な支援

◆利用料

- 原則1割負担（収入に応じて自己負担の上限月額が設定されています）

就労継続支援A型支援事業所一覧（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の事業所を掲載）

※就労継続支援A型事業所をご利用の際は就労サポートブックと合わせて日中活動サポートシートもご活用ください。

名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	日中活動サポートシートNo
Leaf	675-0055	加古川市東神古町西井ノ口字富士元600-1	079-441-7891	079-441-7892	A-加1
フラップ	675-0018	加古川市野口町坂元68-1	079-490-4452	079-490-4453	作成予定
ウイング	675-0113	加古川市平岡町中野250-2	079-440-7001	079-440-7002	A-加3
一圭会 加古川事業所	675-0011	加古川市野口町北野685-18	079-426-3680	079-426-3680	A-加4
キャスト加古川	675-0101	加古川市平岡町新在家1362-1 10ロワイヤル森田1F東室	079-240-6081	079-840-6084	作成予定
四つ葉のクローバー	676-0021	高砂市高砂町朝日町1-3-24 ベル・フィオーレ高砂朝日町	079-443-5693	079-443-5693	A-高1
就労継続支援A型事業所 すまいるハーツ	675-1114	加古郡稲美町国安1123	079-492-6689	079-492-0981	A-稲1
Kakogawa Dream	675-0145	加古郡播磨町宮西3丁目10番18号	079-436-2188	079-436-2188	作成予定

計画相談支援事業の概要

◆事業概要

一人ひとりにあったサービスを効果的に利用するためにマネジメントを行うサービス。
障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、サービス担当者会議、サービス等利用計画の作成、モニタリング等を行います。
このサービスでは、障がいのある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

◆対象者

障害福祉サービス等を利用される方

※地域生活支援事業サービスのみを利用の方は対象にはなりません。

◆サービスの内容

【計画書の作成】

障がいのある方が抱えている“叶えたい夢”や“こうありたい暮らし”を実現するために、障害福祉サービスの利用を含めた計画書を相談支援専門員と一緒に考え作成します。

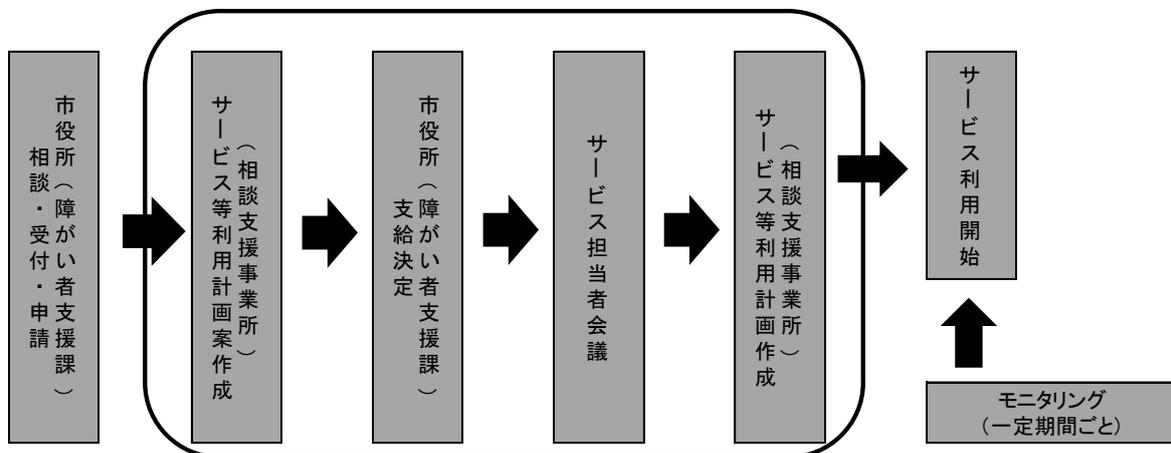
【モニタリング】

作成した「計画書」をもとに、決められた期間において振り返りを行います。ご本人、ご家族、サービス提供者等から話を伺い、ご本人の思いと相違がないかについて確認し、状況に応じた調整を継続して行います。

◆計画相談支援を受けるメリット

- 本人に合わせた適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができる
- 本人のニーズに基づく計画を作成することで、本人を中心とした支援を受けることができる
- 一つの計画を基に関係者が情報を共有し、一体的・総合的なサービスの提供ができる

◆福祉サービス事業所利用までの流れ



◆利用料

- 無料（交通費相当額がかかる場合があります。）

計画相談支援事業所一覧（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の事業所を掲載）

※相談支援事業所をご利用の際は就労サポートブックと合わせて相談支援事業所利用サポートシートもご活用ください。

名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	相談支援事業所サポートシートNo
ハビネスさつま相談支援事業所	675-0301	加古川市志方町大澤847-35	079-453-1177	079-453-1188	相一加1
障がい者支援センター「てらた」相談支援事業所	675-0101	加古川市平岡町新在家2509-1	079-424-3211	079-425-0606	相一加2
相談支援事業所はぐるま	675-0002	加古川市山手1丁目11-10	079-438-8728	079-438-0368	相一加3
へるぶさーびす博愛介護	675-0061	加古川市加古川町大野266-1	079-456-0077	079-456-0078	相一加4
ブルースター	675-1204	加古川市八幡町上西条1355	079-438-3317	079-438-3318	相一加5
相談支援事業所かたつむり	675-0101	加古川市平岡町新在家2丁目274-4 サンロードビル6F	079-441-7404	079-441-9161	相一加6
ひかり	675-0131	加古川市別府町新野辺3033	079-437-4950	079-439-4099	作成予定
相談支援事業所こころ	675-0057	加古川市東神吉町神吉1372-1	079-431-7373	079-439-8100	相一加7
スマイル相談室	675-0066	加古川市加古川町寺家町363-3	079-424-1381	079-424-1382	相一加8
加古川市立こども療育センター ※児童のみ対象	675-0335	加古川市志方町原604-1	079-452-2511	079-452-2552	相一加9
相談支援事業所ういすゆう	675-0068	加古川市加古川町中津691-4	079-439-6694	079-439-6694	相一加10
らいふ・すけっと相談支援事業所	675-0023	加古川市尾上町池田387-3 ユニハイツ101号	079-422-9045	079-490-9040	相一加11
アイ障害者相談支援事業所	675-0024	加古川市尾上町長田420-10	079-425-7118	079-423-6576	作成予定
加古川市社協 計画相談支援センター	675-8577	加古川市加古川町寺家町177-12	079-421-1811	079-456-2001	相一加12
総合相談支援センター アシストワン	675-0065	加古川市加古川町藤原町70-3 第一ビル2階	079-440-2309	079-421-5788	相一加13
相談支援センターシンフォニー	675-0021	加古川市尾上町安田69-3	079-456-6262	079-456-6263	作成予定
相談支援事業所アシストかがわ	675-0057	加古川市東神吉町神吉1845-16	079-441-8285	079-441-8275	作成予定
アップ1るTREE	675-0019	加古川市野口町水足1186	079-439-9761	079-439-9761	作成予定
えぶろん相談支援室	675-0021	加古川市尾上町安田455-6	079-456-6765	079-429-2213	相一加19
地域支援センター あいあむ	671-0122	高砂市北浜町北脇504-1	079-280-3740	079-254-3403	相一高1
高砂市社会福祉協議会 ふれあい相談支援事業所 ※高砂市民の方のみ対象	676-0023	高砂市高砂町松波町440-35 高砂市ユアアイ福祉交流センター内	079-443-3408	079-444-4865	相一高2
高砂市立高砂児童学園 ※児童のみ対象	676-0824	高砂市阿弥陀町南池516	079-447-0603	079-448-5536	相一高3
むさし	671-0123	高砂市北浜町西浜751-1	079-247-8088	079-247-8070	相一高4
こころ	676-0815	高砂市阿弥陀1丁目9-16 管根ハールマンション108号	079-441-7198	079-441-7198	相一高5
相談支援事業所ウィズ	676-0077	高砂市松岡1-5-20-204	079-449-2755	079-449-2757	作成予定
相談支援センターいなみ	675-1105	加古郡稲美町加古4369-3 障害者ふれあいセンター内	079-455-9858	079-455-9858	相一福1
社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会相談支援事業所	675-1105	加古郡稲美町加古5141	070-2289-3620	079-492-7102	相一福2
特定相談支援事業所いつき	675-1113	加古郡稲美町岡257-2	079-496-5705	079-440-9024	作成予定
相談支援ドリムケア	675-1112	加古郡稲美町六分-1178-244 六分一事務所1階	079-439-7285	079-244-1269	作成予定
指定相談支援事業所ライズアップ	675-0160	加古郡播磨町東野添3-6-33	079-490-2000	079-490-2000	相一播1
相談支援事業所リンク	675-0147	加古郡播磨町南大中3-5-27	078-219-2046	078-219-2046	作成予定

就労定着支援事業の概要

◆事業概要

就労移行支援等を利用して、一般企業等へ就職した方の就労の継続を図るために、一定期間、企業等との連絡調整を行うとともに必要な助言等を行うサービス。

◆利用期間

3年（最大3年、利用者の状況により変動あり）

◆対象者

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、企業等に新たに雇用された方であって、当該企業等に就労を継続している期間が6ヶ月を経過した方

◆サービスの内容

一般企業等へ就職した方の就労の継続を図るため、就労定着支援事業者は下記のような支援を行います。

- 企業（雇用先）、障害福祉サービス等事業所、医療機関等との連絡調整
- 一般企業等への就労に伴い発生する、日常生活や社会生活を営む上での問題に対する相談受付、指導、助言等

◆利用料

- 原則1割負担（収入に応じて自己負担の上限月額が設定されています。）

就労定着支援事業所一覧（明石市、姫路市の事業所を掲載）

※平成31年4月1日現在、加古川市、高砂市、播磨町、稲美町において事業所はありません。

名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	日中活動 サポートシート No
サポートセンター曙 就労定着支援事業所 こねくと	674-0054	明石市大久保町西脇726	078-935-0004	078-935-0004	-
Small Steps	673-0882	明石市相生町2丁目2番12号 KKK第3ビル	078-915-1355	078-913-8007	-
姫路市立かしのきの里	671-2246	姫路市打越1352番地6	079-267-0202	079-267-0445	-
書写ひまわりホーム	671-2201	姫路市書写634番地50	079-268-0825	079-268-0826	-
障害福祉サービス事業所きらら	671-1145	姫路市大津区平松511	079-274-7550	079-274-7551	-
ひかり館	671-2246	姫路市打越530番地17 バル・フィオーレ高砂朝日町	079-268-3500	079-268-3388	-
キャリアサポートセンター姫路	670-0962	姫路市南駅前町82番地 南極ビル2階	079-282-6130	079-282-6130	-
LITALICOワークス姫路	670-0962	姫路市南駅前町96-1 サウスワ ンビル2F	079-286-8011	079-286-8033	-
就労定着支援事業所 ウェルビー姫路駅前センター	670-0961	姫路市南畝町一丁目3番地 サン ケンビル1階	079-240-9870	079-240-9871	-

特別支援学校・養護学校のページ

- (14) 兵庫県立高等特別支援学校38
- (15) 兵庫県立播磨特別支援学校39
- (16) 兵庫県立西神戸高等特別支援学校.....40
- (17) 兵庫県立いなみ野特別支援学校41
- (18) 兵庫県立東はりま特別支援学校42
- (19) 加古川市立加古川養護学校43
- (20) 特別支援学校・養護学校について44

兵庫県立高等特別支援学校

〒669-1515 三田市大原梅の木1546-6
TEL: 079-563-0689
FAX: 079-563-5632
eメール: koto-sn@hyogo-c.ed.jp
ホームページ: <http://www.hyogo-c.ed.jp/~koto-sn/>



- ◆ **概要** 設置学部：高等部
設置学科：職業科
対象生徒：職業自立が可能と見込まれる知的障がいのある方（療育手帳所持か特別支援学校・学級在籍生徒）
定員：1学年40名
※遠隔地で通学困難な生徒のために寄宿舎があります。（休日・休業日は帰省します）
定員48名（男子32名・女子16名）
毎春希望者の中から入舎生を選考します。
- ◆ **校訓** 意欲・根気・自立
- ◆ **学校の特徴** 知的障がいのある方が職業自立を目指す学校（高等部・職業科）です。職業実習（1年2時間・2年4時間・3年6時間）では、事業所の協力により提供していただいた各種製品の組立や加工などの立ち作業をします。1年秋、2年春・秋、3年春の計4回、三田市周辺等の事業所での現場実習を2週にわたる10日間行い、より実践的な職業体験学習をします。
- ◆ **教育方針** 生命を大切にすることを基本とし、こころ豊かな人づくりをめざし、生きる力を育成するため、人間尊重に徹する。
生徒一人一人の発達と障害に応じた指導の充実を図り、個性・能力を最大限に伸ばして将来社会の一員として就労することをめざし、社会自立ができる力と意欲を育てる。
- ◆ **年間行事** 1学期：入学式、宿泊訓練（1年）、春季遠足（2・3年）、校内実習（1年）
現場実習（2・3年）
2学期：修学旅行（2年）、秋季遠足（1・3年）、体育大会、現場実習（1・2年）
3学期：文化祭、内定実習（3年）、卒業式、マラソン大会（1・2年）

◆ アクセス

JR・神鉄三田駅利用の場合
・神姫バス⑪⑫番乗り場から
20～25系統に乗車
中央病院北口下車。
北へ徒歩5分



兵庫県立播磨特別支援学校

〒679-4002 たつの市揖西町中垣内乙135-1

TEL: 0791-66-0091

FAX: 0791-66-0092

eメール: harima-sn@hyogo.c.ed.jp

ホームページ: <http://www.hyogo-c.ed.jp/~harima-sn/>



- ◆ 概要 設置学部: 高等部
設置学科: 普通科・職業科 (肢体不自由教育部門) 就業技術科 (知的障害教育部門)
定員: 普通科・職業科 1学年32名 就業技術科 1学年32名

- ◆ 校訓 自立・友愛・創造

- ◆ 学校の特徴 (肢体不自由教育部門・全寮制) 普通科では、普通高校に準じた学習をし、大学受験に備えるコースから就職や生活に必要な基礎学力を大切にするコースまで習熟度別に対応しています。職業科では、商業高校に準じた学習をし、簿記、ビジネス文書(ワープロ)、情報処理、珠算電卓実務検定等の資格取得を目指しています。生徒は、全県下から募集します。

(知的障害教育部門・通学制) 就業技術科では、職業生活に必要な基本的態度を身につけることを中心に学習します。製作実習や職業実習という授業を通じて、就労への意欲を高め、職業自立をめざします。年間2~3回の企業などでの職業体験実習を行います。生徒は、学校最寄り駅までは自力通学しています。

- ◆ 教育方針 校訓「自立・友愛・創造」の精神を育み、障害による学習上又は生活上の困難に自ら挑戦し、自分の人生を自らの意志で切り拓き、たくましく生きる力を育てる。また、学校生活、寄宿舎生活、家庭生活、地域社会生活等におけるすべての指導を通して、豊かな情操と道徳心および勤労意欲を持った地域社会の一員を育成することを目指す。

- ◆ 主な行事 前期: 入学式、野外活動(1年)
後期: 体育祭、文化祭、修学旅行、マラソン大会、卒業式、
※他にも各部門ごとの行事があります。

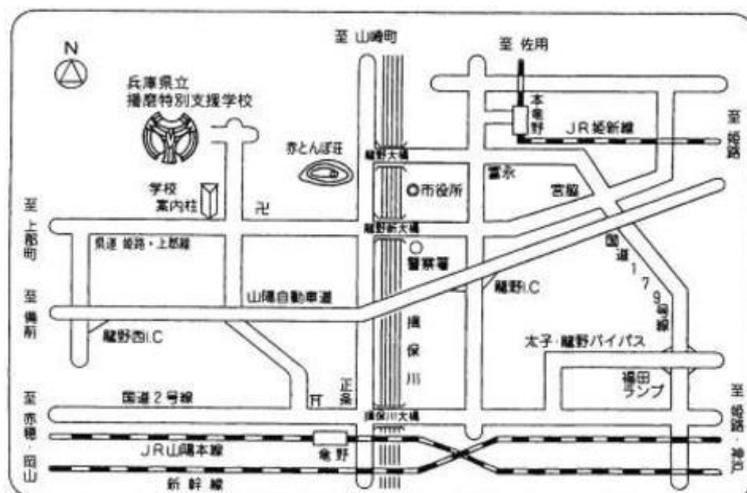
◆ アクセス

JR利用の場合

- ・山陽本線竜野駅下車(タクシー15分)
- ・姫新線本竜野駅下車(タクシー15分)

自動車利用の場合

- ・姫路~太子龍野バイパス・福田ランプより北上
- ・山陽自動車道・龍野ICより北上



兵庫県立西神戸高等特別支援学校

〒 651-2204 神戸市西区押部谷町高和1557-1

TEL : 078-991-2050

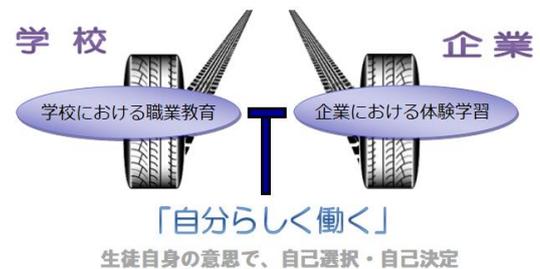
FAX : 078-991-5505

eメール : nkobek-sn-si@hoygo-c.ed.jp

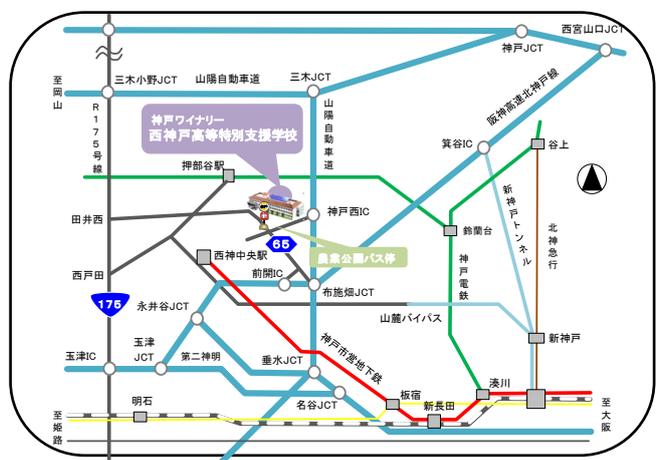
ホームページ : <http://www.hyogo-c.ed.jp/~nkobek-sn/>



- ◆ **概要** 設置学部：高等部
設置学科：職業科
定員：1学年48名
- ◆ **校訓** 探求 Thinking 行動 Action 慈愛 Affection
- ◆ **学校の特徴** 本校は、神戸市西部及び東播磨地域に居住する知的障害のある生徒の増加、また就労に向けた専門的な職業教育の必要性の高まりに対応するため、平成 29 年4月に開校した高等部（職業科）のみを設置する知的障害特別支援学校です。
- ◆ **教育方針** 「自立して生きる力を育むために主体的に考え動ける人づくり」
知的障害のある生徒が、主体的に自立した生活を営むことができる力を育むための活動や、働くための基礎となる力と意欲を身につけるための職業教育を主とした実習や体験の機会を積極的に設け、生徒の社会的・職業的自立に必要な能力や態度、そして心の育成をサポートする。
- ◆ **進路指導** 「西神戸版デュアルシステム」
校内で各種の職業技術を学ぶワーク学習を実施し、その後企業で実体験（トライやる・JOB）を行う流れを1年生で3回繰り返し実施する。その結果を2年生でのコース学習につなげて行く。2年生では、さらに各コースで職業技術に対する学びを深めながら、3回の職業体験実習（2週間）を行い、自分らしく働く職業を、生徒自身の意思で、自己選択・自己決定できるよう支援するシステム。



- ◆ **アクセス**
公共交通機関利用の場合
 - ・西神中央駅・栄・緑ヶ丘駅より神姫バス、神姫ゾーンバス。「農業公園」前下車、徒歩15分
- 自動車利用の場合
 - ・阪神高速北神戸線「前開IC」より約5km 10分
 - ・山陽自動車道「三木小野IC」より約16km 25分



学校生活の様子、企業実習での様子、生徒の生き生きとした姿を「西神戸 BLOG」でご確認ください。

兵庫県立いなみ野特別支援学校

〒675-1114 加古郡稲美町国安1284-1

TEL:079-492-6161

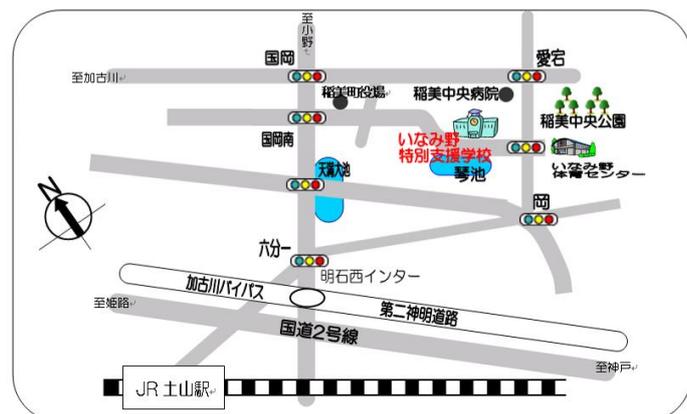
FAX:079-492-6162

ホームページ: <http://www.hyogo-c.ed.jp/~inamino-sn/>



- ◆ 校 訓 明朗 協力 自立
- ◆ 学校の特徴 一人一人のニーズに応じた豊かな教育を推進し、社会の一員として主体的に生きる意を育てる。
開かれた学校づくりを目指し、地域とふれあう交流教育の推進を行っている。
- ◆ 教育方針 「こころ豊かな人づくり」を基盤に、「明朗・協力・自立」の校訓に則り、人権尊重の理念に基づき、一人一人のニーズに応じた豊かな教育を推進し、社会の一員として主体的に生きる意欲を育てる。
- ◆ 本校教育のねらい
 - (1) 基本的な生活習慣や学力を育む。
 - (2) 健やかな体づくりと豊かな情操を培う。
 - (3) 体験活動を通して経験領域の拡大に努め、主体的に生きる力と意欲を育てる。
 - (4) 集団生活への参加を促し、人と人とのかかわりあいを深め、社会性を育てる。
- ◆ 在籍人数 平成30年度 全校生295名(小学部64名 中学部75名 高等部136名
あおの訪問20名)
- ◆ 通学地域 稲美町、明石市、加古川市北部(志方中、両荘中、山手中、神吉中、氷丘中、陵南中)
- ◆ 主な学校行事 入学式 歓迎遠足(中) 修学旅行(小・中・高) 宿泊学習(小学部高学年・中1,2・高1・高2)
運動会 秋の遠足 収穫祭(中) 学習発表会 販売学習(中) いなみ野お店屋さん(小)
卒業式、オープンスクール(6月、11月の年2回(各3日間))
- ◆ その他
 - ・学習や進路などのご相談をお受けするために教育相談を実施。
※小・中・高とも、次年度入学に関する相談は、原則夏季休業中に行っている。
 - ・スクールバス
H30年度、7コース(大久保、明石西2コース、二見・魚住、加古川西、加古川東、明石駅)

- ◆ アクセス
公共交通機関を利用の場合
 - ・神姫バス/JR土山駅北口より
上新田北口行又は厄神行で
「稲美中央公園前」下車 徒歩8分
「六甲バター北」下車 徒歩20分
※利用される時間帯によって、「稲美中央公園前」まで回らないのでご注意ください。



兵庫県立東はりま特別支援学校

〒675-0148 加古郡播磨町北古田1-17-17

TEL: 079-430-2820

FAX: 079-430-2821

ホームページ: <http://www.hyogo-c.ed.jp/~higashiharima-sn/>



◆ 校 訓 明るく・正しく・元気よく

◆ 学校の特徴 豊かな自然と古代文化の息づかいが聞こえる播磨町に位置し、静かで落ち着いた環境の中に学校があります。学校敷地内には地域連携交流施設があり、そこを拠点に地域との交流や連携を深めていきます。また、近隣には、県立考古学博物館を始め児童生徒が体験学習等で利用できる施設も数多くあります。

◆ 教育方針 高等部スローガン「はたらく人になろう」
児童生徒個々の障害の状況に応じて持てる力を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識・技能・態度及び基本的生活習慣を養います。また、将来社会の一員として主体的に参加し、自立できる力を育成するとともに、「明るく」「正しく」「元気よく」ともに「生きる力」を育てます。

◆ 在籍人数 平成30年度 全校生232名(小学部68名・中学部54名・高等部110名)

◆ 通学地域 高砂市、播磨町、
加古川市南部(加古川中、中部中、浜の宮中、平岡中、平岡南中、別府中)

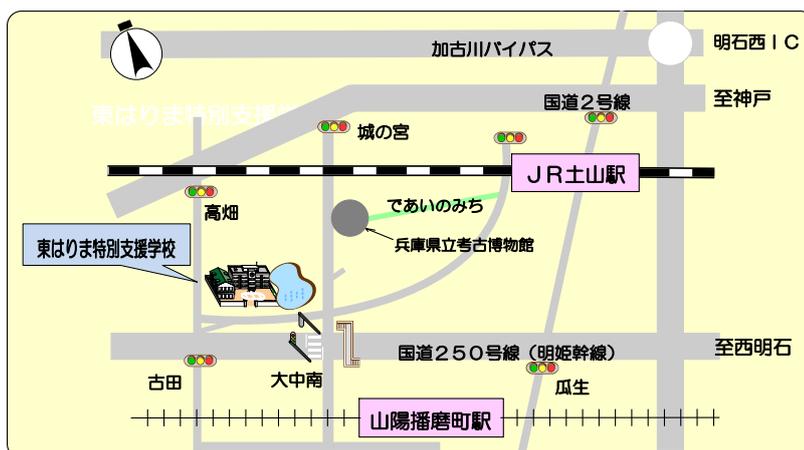
◆ 主な学校行事
前期 入学式 春の遠足 宿泊学習(小中高) 校内実習(高) 修学旅行(高)
ふれあいフェスタ スポーツフェスタ
後期 秋の遠足(小中) 修学旅行(小中) 東はりまフェスタ 校内実習(高)
作業学習フェスタ(中) 東はりま作品展 卒業式

◆ その他 ・「教育あんしん相談」を実施し、特別支援教育に係わる様々な相談に応じています。
(年齢や手帳の有無は関係ありません)
・県下唯一の「地域連携交流施設」が設置されており、地域交流・地域支援・地域の特別教育の拠点として、その充実を図っています。

◆ アクセス
JR利用の場合
・土山駅から徒歩約30分

山陽電車利用の場合
・播磨町駅から徒歩約15分

車の場合
・(東から)明姫幹線大中南交差点を右折
・(西から)明姫幹線古田交差点を左折



加古川市立加古川養護学校

〒675-1214 加古川市上荘町見土呂34-1
TEL: 079-428-2645
FAX: 079-428-2577
eメール: kakogawa-yogo@kakogawa.ed.jp
ホームページ: <http://www.city.kakogawa.lg.jp>



- ◆ 校 訓 自立 友愛 健康
- ◆ 学校の特徴
 - ・肢体不自由児を対象とする、幼・小・中・高の一貫教育
 - ・加古川中央市民病院・加古川市立こども療育センター等、医療・福祉関係機関との連携
 - ・看護師のバックアップによる医療的ケアの充実
 - ・学校間交流・居住地校交流
 - ・温水プール
- ◆ 教育目標 一人一人の個性や可能性を伸ばし、たくましく生きる力を育む
- ◆ 在籍人数 平成30年度 全校生64名
幼稚部2名・小学部21名・中学部13名・高等部28名
- ◆ 通学地域 加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
- ◆ 主な学校行事
 - 1学期 新入生歓迎会 五月遠足 キャンプ（幼小中） 野外活動（高）
加養祭り 水泳指導 療育相談
 - 2学期 修学旅行 表現会 なかよし交流会 水泳指導 書道会 療育相談
 - 3学期 校外学習 全校お楽しみ会 公開研究会 療育相談
- ◆ その他 地域でのセンター的機能等
 - ・教育相談 随時
 - ・公開授業・公開研修会
 - ・研修会・研究会等への講師派遣（市内初任者研修会、特別支援学級担任会研修会を含む）
 - ・介護等体験の受け入れ・各種教材・教具等の貸出

◆ アクセス

JR の利用の場合

- ・加古川駅から加古川線で厄神駅
駅から北へ徒歩25分（約1.8km）

神姫バス利用の場合

- ・加古川駅より「都台行」で「都染バス停」（約27分）
東へ徒歩15分（約1km）

車を利用の場合

- ・加古川バイパスから東播磨道に入る
終点（八幡稲美）で降りて北上する
上荘橋を渡って、加古川右岸堤防を川上に600m



特別支援学校・養護学校 高等部について

〈 高等特別支援学校の場合 〉

- ◆ 入学者選考受検条件（1～3の条件を満たしていること）
 - 1 学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障がい者
 - 2 学校説明会→入学相談→体験入学を全て受けていること
 - 3 兵庫県に住所を有する者。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない

- ◆ 入学手続きの流れ

5月	学校説明会
7月	入学相談（学校説明会を受けた方）
10月	体験入学（学校説明会と入学相談を受けた方）
1月	募集要項説明会
2月	入学者選考・合格発表
3月	入学者説明会

※詳細については各市町教育委員会を通じて各学校に連絡します。

〈 播磨特別支援学校の場合 〉 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門で異なります。

【知的障害教育部門（就業技術科）】

- ◆ 入学者選考受検条件

（以下の1～4のすべてに該当する者）

- 1 入学の前年度3月末日までに特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者
- 2 学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障がい者
- 3 兵庫県に住所を有する者
- 4 本校の授業体験に参加し、自力で通学できる者

- ◆ 入学手続きの流れ

6月	オープンスクール・学校説明会
7月	授業体験
12月	募集要項説明会
2月	入学者選考・合格発表・合格者説明会
3月	入学者説明会

※学校説明会、授業体験、は必ず受けてください。

※詳細については各市町教育委員会を通じて各学校に連絡します。

【肢体不自由教育部門（普通科・職業科）】

- ◆ 入学者選考受検条件

（以下の1～4のすべてに該当する者）

- 1 入学の前年度3月末日までに特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者
- 2 学校教育法施行令第22条の3に規定する肢体不自由者
- 3 兵庫県に住所を有する者
- 4 本校の入学相談を受け、本校での寄宿舍生活ができると認められた者

- ◆ 入学手続きの流れ

6月	オープンスクール・学校説明会
7～8月	入学相談
2月	入学者選考・合格発表・合格者説明会
3月	入学者説明会

※学校説明会、入学相談は必ず受けてください。

※詳細については各市町教育委員会を通じて各学校に連絡します。

＜西神戸高等特別支援学校の場合＞

◆ 入学者選考受検条件（1～4の条件を満たしていること）

- 1 学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障がい者であること
- 2 兵庫県に住所を有すること（ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない）
- 3 本校の「入学相談・授業体験会①（7月実施）」及び「入学相談・体験授業会②（11月実施）」に参加していること
- 4 自力通学ができる（1人で電車バスが利用できる）こと

◆ 入学手続きの流れ

5月	学校説明会
7月	入学相談・授業体験①
11月	入学相談・授業体験②
1月	入学者募集要項説明会
2月	入学者選考・合格発表
3月	入学者説明会

※詳細については各市町教育委員会を通じて各学校に連絡します。

＜いなみ野特別支援学校の場合＞

◆ 入学者選考条件

- 1 学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障がい者
- 2 兵庫県に在住する生徒で、校区の学校に現在、在籍している生徒又は、卒業した者
明石市、稲美町、加古川市(山手中、両荘中、志方中、神吉中、氷丘中、陵南中の中学校区)
- 3 入学の前年度3月末日までに特別支援学校中学部か、中学校を卒業又は卒業見込みの者
※あおの訪問学級高等部の入学選考については、別途定めています。必要な場合はお問い合わせください。

◆ 入学手続きの流れ 入学を希望される方は、次のことをお受けください。

6・11月	オープンスクール
7月	高等部志願者説明会
7～8月	教育相談
1月	願書受付
2月	入学者選考・合格発表
3月	入学者説明会

※詳細については各市町教育委員会を通じて各学校に連絡します。

＜東はりま特別支援学校の場合＞

◆ 入学者選考条件

- 1 学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障がい者
- 2 兵庫県に在住する生徒で、校区の学校に現在、在籍している生徒又は、卒業した者
高砂市、播磨町、加古川市(加古川中、中部中、浜の宮中、平岡中、平岡南中、別府中の中学校区)
- 3 入学の前年度3月末日までに特別支援学校中学部か、地元中学校を卒業又は卒業見込みの者
- 4 現在、療育手帳を取得しているか又は、入学の前年度3月末日までに療育手帳を取得予定の者

◆ 入学手続きの流れ 入学を希望される方は、次のことをお受けください

6・10月	オープンスクール
10月	高等部志願者説明会
11月	教育相談
1月	願書受付
2月	入学者選考・合格発表
3月	入学者説明会

※詳細については各市町教育委員会を通じて各学校に連絡します。

＜ 加古川養護学校の場合 ＞

◆ 入学者選考条件

- 1 入学の前年度3月に加古川市立加古川養護学校中学部を卒業見込みの者及び卒業者
- 2 入学の前年度3月に中学校（特別支援学校中学部を含む）を卒業見込みの者及び卒業者で、加古川市に居住し肢体に障がいがある者 ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない
- 3 本校の入学希望者選考説明会に参加した者

◆ 入学手続きの流れ

9月	オープンスクール	学校見学会
11月	高等部入学希望者選考説明会（教育相談を含む）	
1月	願書受付	
2月	入学者選考・合格発表	

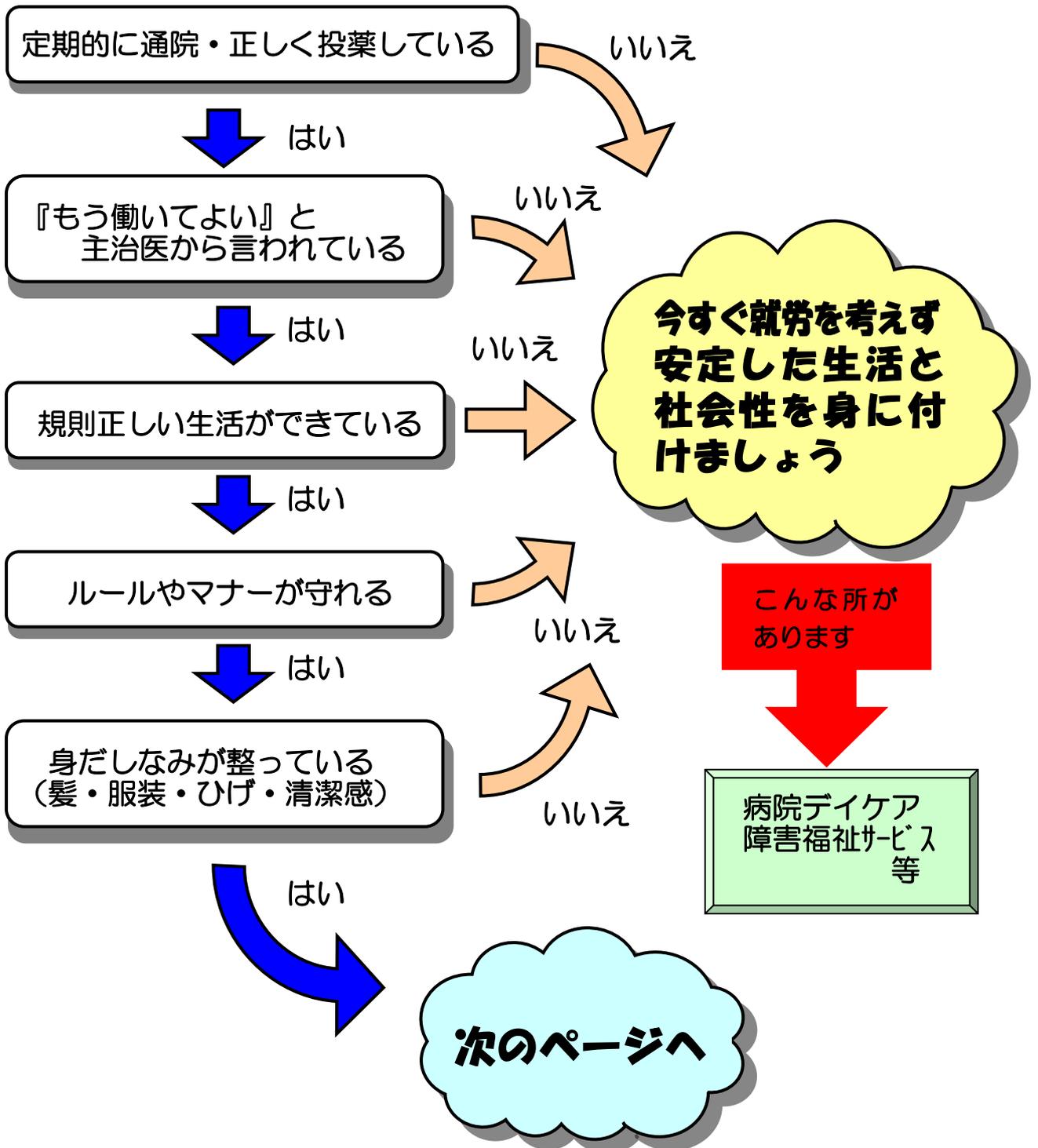
※詳細については各市町教育委員会を通じて各学校に連絡します。

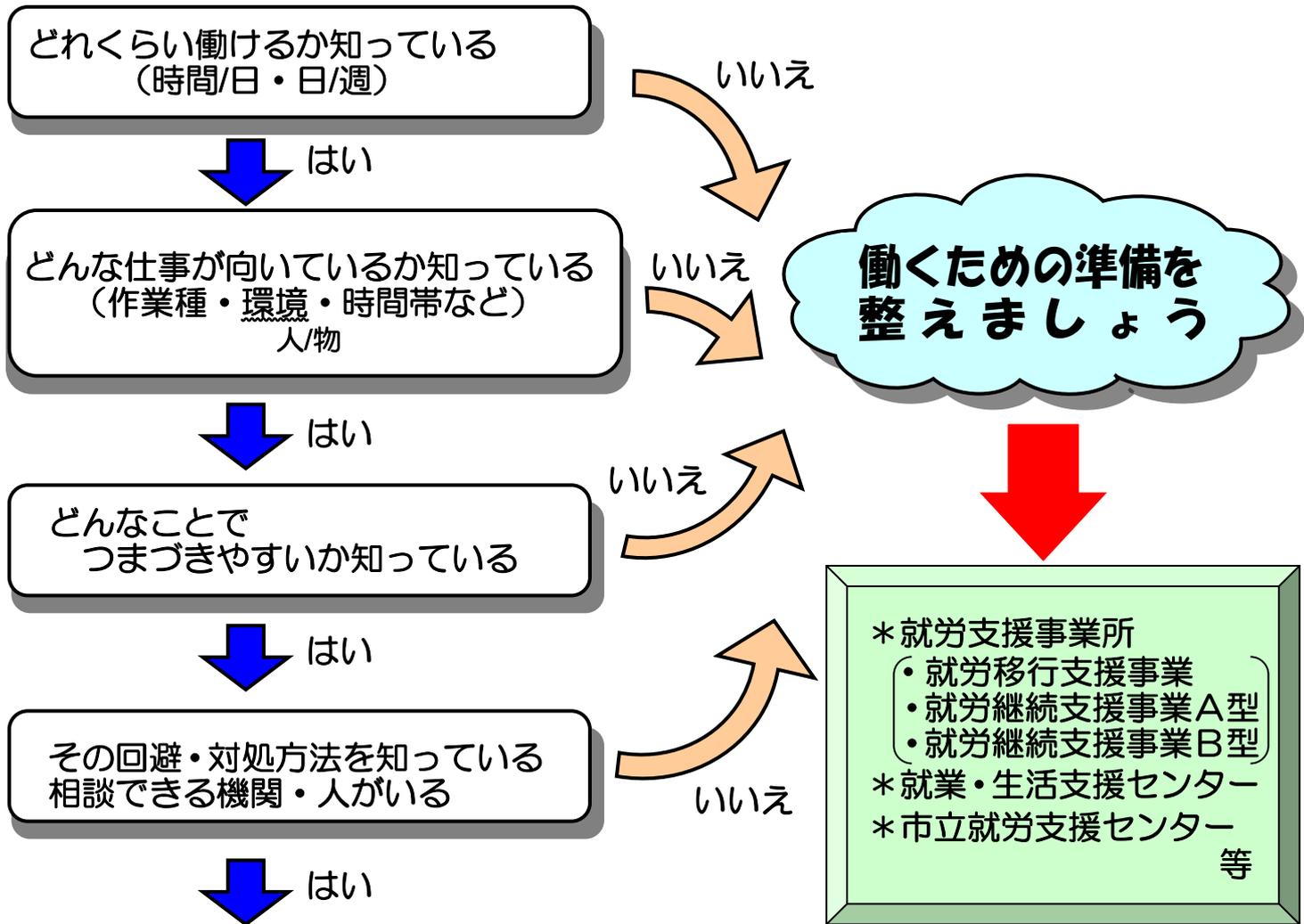


＜ 共通 ＞

- ◆ 費用について 就学奨励費制度があり、学校給食費、通学費等が支給されます（所得制限有り）。

働きたいと思っている人は まず自己チェックをしてみよう!! そして、支援者にもチェックしてもらおう!!





★相談できる機関と担当者を書き出してみよう★

◆ / さん

◆ / さん

◆ / さん

◆ / さん

- * 医療機関
 - * デイケア
 - * 障害福祉サービス事業所
 - ・ 就労移行支援事業
 - ・ 就労継続支援事業A型
 - ・ 就労継続支援事業B型
 - ・ 地域活動支援センター
 - ・ 生活介護事業
 - ・ 相談支援事業
 - * 健康福祉事務所（保健所）
 - * 市・町役場
 - * 就業・生活支援センター
 - * 市立就労支援センター
 - * 市障がい者基幹相談支援センター
 - * 家族
- 等

★ ハローワークか就業・生活支援センターに
相談に行こう！！まずはお電話を！ ★



各相談窓口・支援機関



ハローワーク加古川（専門援助コーナー）

TEL： 079-421-9125

加古川障害者就業・生活支援センター
加古川市立就労支援センター

TEL： 079-438-8728

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
兵庫障害者職業センター

TEL： 078-881-6776

職業能力開発施設

TEL： 078-927-2727

（兵庫県 社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター能力開発課）

兵庫県立障害者高等技術専門学院

TEL： 078-927-3230

ひょうご発達障害者支援センター クローバー

TEL： 079-254-3601

兵庫県加古川健康福祉事務所（保健所）地域保健課

TEL： 079-422-0003

加古川市 福祉部 障がい者支援課

TEL： 079-427-9372

兵庫県立高等特別支援学校

TEL： 079-563-0689

兵庫県立播磨特別支援学校

TEL： 0791-66-0091

兵庫県立いなみ野特別支援学校

TEL： 079-492-6161

兵庫県立東はりま特別支援学校

TEL： 079-430-2820

加古川市立加古川養護学校

TEL： 079-428-2645

この就労サポートブックに掲載された内容は、平成30年4月現在のものであり、特に障害福祉に係る国の法令・制度については頻繁に改正等が行われていることから、実際の利用に当たっては最新の情報を相談機関等へご確認ください。（不明な点は、加古川市障がい者基幹相談支援センター）